

指定支払品	8/21/5
支払期限	

支 出 金 調 書			
執行機関	会計機関		
20100 議会事務局総務課 年 度 令和 5年度 システム区分 通常 予算種別 通常 決議番号 0046201 支出負担行為 令和 5年 8月15日 支出命令 令和 5年 8月15日 支払希望 令和 5年 8月21日 支出命令 令和 5年 8月16日 支払日 令和 5年 8月21日 会計 01 一般会計 款 項 目 事業 節 細 節 所属課 20100 議会事務局総務課			
金額	28,079,230 円	控除金額	円
受取人 281300 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2 議会事務局 資金前渡員		差引金額	円
支払内容 旅費 支払方法 口座振替 0005189 三菱UFJ銀行 東海公務部 普通 0101411 キカイシムキョク シキンセントイン 整理番号			
摘 要 令和5年8月22日～8月31日 海外調査団（南米） 概算 旅費			
		別紙のとおり	内訳件数 2件

請求書受理 令和 年 月 日

JZD40701001
JZDA03F

科目明細書

1 / 1

執行機関		20100	年度	5	決議番号	0046201
明細 番号	科目名					金額 (予算残額)円
001	00001-020-08-000-210					
	款 01 議会費					
	項 01 議会費					
	目 001 議会費					
	事業 020 運営費					
	節 08 旅費					27,168,340
	細節					(37,865,068)
002	00001-020-08-000-211					
	款 01 議会費					
	項 01 議会費					
	目 001 議会費					
	事業 020 運営費					
	節 08 旅費					910,890
	細節					(37,865,068)
	合 計					28,079,230

JZD40701001
JZDA05F

決裁番号	05-00221668	業務名	即支出＜登録＞
件名	0046201_令和5年8月22日～8月31日 海外調査団(南米) 概算旅		
起案担当	議会事務局 議会事務局総務課 井上 雄貴	決裁方法	紙
起案日	R05/08/15	決裁予定日	R05/08/15
審査担当	会計局 会計局管理課 会計課	審査担当決裁方法	紙
取扱上の注意			
決裁完了日		審査完了日	

支出命令額合計	28,079,230
支払予定年月日	R05/08/21
支払日	
付箋指定日	
支払期日コメント	
緊急払表示	

[illegible]

旅費請求書 (210 調査団員旅費 (南米))

令和5年9月5日 次のおとり旅費を請求します。

請求者 (旅行番号)	旅行期間	出発先	経路	備考	旅費 バス等	航空賃 船賃	宿泊料 滞在料	雑費	日当 その他	特異額
山田たかお (山田タカオ)	令和5年 8月22日～ 8月31日 (8月10日)	①アルゼンチン 共和国 (ブエノスアイ レス) ②ブラジル連邦 共和国 (サンパウロ)	名古屋<鉄道>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>ブエノスアイレス州 ブエノスアイレス州<航空>サンパウロ州 サンパウロ州<航空>ブラジル連邦 ブラジル連邦<航空>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>名古屋	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別添精算書 ②現拠空港からのアルゼンチン共和国 及びブラジル連邦共和国内の移動、 羽田空港～品川駅は、別途契約の借 上車を利用 ③雑費：旅費手数料 17,680円 乗証手数料 3,000円	33,950	1,712,470	115,800	20,680	63,000	
山田たかお (山田タカオ)	令和5年 8月22日～ 8月31日 (8月10日)	①アルゼンチン 共和国 (ブエノスアイ レス) ②ブラジル連邦 共和国 (サンパウロ)	名古屋<鉄道>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>ブエノスアイレス州 ブエノスアイレス州<航空>サンパウロ州 サンパウロ州<航空>ブラジル連邦 ブラジル連邦<航空>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>名古屋	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別添精算書 ②現拠空港からのアルゼンチン共和国 及びブラジル連邦共和国内の移動、 羽田空港～品川駅は、別途契約の借 上車を利用 ③雑費：旅費手数料 17,680円 乗証手数料 3,000円	34,820	1,712,470	115,800	20,680	63,000	-870
藤原 聖 (藤原セイ)	令和5年 8月22日～ 8月31日 (8月10日)	①アルゼンチン 共和国 (ブエノスアイ レス) ②ブラジル連邦 共和国 (サンパウロ)	名古屋<鉄道>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>ブエノスアイレス州 ブエノスアイレス州<航空>サンパウロ州 サンパウロ州<航空>ブラジル連邦 ブラジル連邦<航空>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>名古屋	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別添精算書 ②現拠空港からのアルゼンチン共和国 及びブラジル連邦共和国内の移動、 羽田空港～品川駅は、別途契約の借 上車を利用 ③雑費：旅費手数料 11,000円 乗証手数料 3,000円	32,620	1,712,470	115,800	14,000	63,000	-2,300
藤原 聖 (藤原セイ)	令和5年 8月22日～ 8月31日 (8月10日)	①アルゼンチン 共和国 (ブエノスアイ レス) ②ブラジル連邦 共和国 (サンパウロ)	名古屋<鉄道>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>ブエノスアイレス州 ブエノスアイレス州<航空>サンパウロ州 サンパウロ州<航空>ブラジル連邦 ブラジル連邦<航空>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>名古屋	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別添精算書 ②現拠空港からのアルゼンチン共和国 及びブラジル連邦共和国内の移動、 羽田空港～品川駅は、別途契約の借 上車を利用 ③雑費：旅費手数料 11,000円 乗証手数料 3,000円	34,820	1,712,470	115,800	14,000	63,000	-2,300
大久保 真一 (大久保マコト)	令和5年 8月22日～ 8月31日 (8月10日)	①アルゼンチン 共和国 (ブエノスアイ レス) ②ブラジル連邦 共和国 (サンパウロ)	名古屋<鉄道>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>ブエノスアイレス州 ブエノスアイレス州<航空>サンパウロ州 サンパウロ州<航空>ブラジル連邦 ブラジル連邦<航空>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>名古屋	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別添精算書 ②現拠空港からのアルゼンチン共和国 及びブラジル連邦共和国内の移動、 羽田空港～品川駅は、別途契約の借 上車を利用 ③雑費：旅費手数料 11,000円 乗証手数料 3,000円	32,620	1,712,470	115,800	31,680	63,000	-2,300
大久保 真一 (大久保マコト)	令和5年 8月22日～ 8月31日 (8月10日)	①アルゼンチン 共和国 (ブエノスアイ レス) ②ブラジル連邦 共和国 (サンパウロ)	名古屋<鉄道>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>ブエノスアイレス州 ブエノスアイレス州<航空>サンパウロ州 サンパウロ州<航空>ブラジル連邦 ブラジル連邦<航空>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>名古屋	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別添精算書 ②現拠空港からのアルゼンチン共和国 及びブラジル連邦共和国内の移動、 羽田空港～品川駅は、別途契約の借 上車を利用 ③雑費：旅費手数料 11,000円 乗証手数料 3,000円	34,820	1,712,470	115,800	31,680	63,000	-2,300
関山 雄男 (関山ユウオウ)	令和5年 8月22日～ 8月31日 (8月10日)	①アルゼンチン 共和国 (ブエノスアイ レス) ②ブラジル連邦 共和国 (サンパウロ)	名古屋<鉄道>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>ブエノスアイレス州 ブエノスアイレス州<航空>サンパウロ州 サンパウロ州<航空>ブラジル連邦 ブラジル連邦<航空>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>名古屋	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別添精算書 ②現拠空港からのアルゼンチン共和国 及びブラジル連邦共和国内の移動、 羽田空港～品川駅は、別途契約の借 上車を利用 ③雑費：旅費手数料 17,680円 乗証手数料 3,000円	32,620	1,712,470	115,800	20,680	63,000	-2,200
関山 雄男 (関山ユウオウ)	令和5年 8月22日～ 8月31日 (8月10日)	①アルゼンチン 共和国 (ブエノスアイ レス) ②ブラジル連邦 共和国 (サンパウロ)	名古屋<鉄道>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>ブエノスアイレス州 ブエノスアイレス州<航空>サンパウロ州 サンパウロ州<航空>ブラジル連邦 ブラジル連邦<航空>成田国際空港<航空> 成田国際空港<航空>名古屋	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別添精算書 ②現拠空港からのアルゼンチン共和国 及びブラジル連邦共和国内の移動、 羽田空港～品川駅は、別途契約の借 上車を利用 ③雑費：旅費手数料 17,680円 乗証手数料 3,000円	34,820	1,712,470	115,800	20,680	63,000	-2,200

旅費請求書 (210 調査団職員旅費 (南米))

次のとおり旅費を請求します。

令和5年8月15日

請求者名 (旅行者名)	旅行期間	用務先	経路	備考	旅費額計	鉄道賃 バス等	航空賃 船賃	宿泊費 宿泊料	雑費	日当 その他
請求者 峰野 修	令和5年 8月22日～ 8月31日 (6泊10日)	①アルゼンチン 共和国 (ブエノスアイ レス) ②ブラジル連邦 共和国 (サンパウロ)	名古屋駅＜鉄道＞成田空港駅＜徒歩＞成田国際空港＜航空機＞ヒューストン・ジョージ・ブッシュ国際空港＜航空機＞エセイサ国際空港＜借上車＞ブエノスアイレス州＜借上車＞ホルヘ・ニューベリー空港＜航空機＞グアラリョス国際空港＜借上車＞サンパウロ州＜借上車＞グアラリョス国際空港＜航空機＞シカゴ・オヘア国際空港＜航空機＞羽田空港＜借上車＞品川駅＜鉄道＞名古屋駅	①自宅～名古屋駅(往復)については、別途積算予定 ②現地空港からのアルゼンチン共和国及びブラジル連邦共和国内の移動は、別途契約の借上車を利用 ③雑費：査証手数料 3,000円	1,929,090	34,820	1,712,470	115,800	3,000	63,000
青山省三	同上	同上	同上	①同上 ②同上 ③雑費：査証手数料 3,000円	1,929,090	34,820	1,712,470	115,800	3,000	63,000
島倉 敏	同上	同上	同上	①同上 ②同上 ③雑費：旅券手数料 11,000円 査証手数料 3,000円	1,940,090	34,820	1,712,470	115,800	14,000	63,000
成田 修	同上	同上	同上	①同上 ②同上 ③雑費：査証手数料 3,000円	1,929,090	34,820	1,712,470	115,800	3,000	63,000
山田たかお	同上	同上	同上	①同上 ②同上 ③雑費：予防接種 17,680円 査証手数料 3,000円	1,946,770	34,820	1,712,470	115,800	20,680	63,000
・ 秀樹	同上	同上	同上	①同上 ②同上 ③雑費：予防接種 17,680円 査証手数料 3,000円	1,946,770	34,820	1,712,470	115,800	20,680	63,000
杉江繁樹	同上	同上	同上	①同上 ②同上 ③雑費：予防接種 17,680円 査証手数料 3,000円	1,946,770	34,820	1,712,470	115,800	20,680	63,000
柳沢英希	同上	同上	同上	①同上 ②同上 ③雑費：旅券手数料 11,000円 予防接種 17,680円 査証手数料 3,000円	1,957,770	34,820	1,712,470	115,800	31,680	63,000
高木ひろし	同上	同上	同上	①同上 ②同上 ③雑費：査証手数料 3,000円	1,929,090	34,820	1,712,470	115,800	3,000	63,000

旅費請求書 (210 調査団職員旅費 (南米))

次のとおり旅費を請求します。

令和5年8月15日

請求者名 (旅行者名)	旅行期間	用務先	経路	備考	旅費額計	鉄道賃		航空賃		有料道路・駐車場		日当	
						バス等		船賃		宿泊料	雑費	その他	
鈴木まさと (鈴木マサト)	令和5年 8月22日～ 8月31日 (6泊10日)	①アルゼンチン共和国 (ブエノスアイレス) ②ブラジル連邦共和国 (サンパウロ)	名古屋駅＜鉄道＞成田空港駅＜徒歩＞成田国際空港＜航空機＞ヒューストン・ジョージ・ブッシュ国際空港＜航空機＞エセイサ国際空港＜借上車＞ブエノスアイレス州ル・リョス国際空港＜借上車＞サンパウロ州＜借上車＞グアルーリョス国際空港＜航空機＞シカゴ・オヘア国際空港＜航空機＞羽田空港＜借上車＞品川駅＜鉄道＞名古屋駅	①自宅～名古屋駅(往復)については、別途精算予定 ②現地空港からのアルゼンチン共和国及びブラジル連邦共和国内の移動は、別途契約の借上車を利用 ③雑費：旅券手数料 11,000円 査証手数料 3,000円	1,940,090	34,820		1,712,470				63,000	
小木曾史人	同上	同上	同上	①同上 ②同上 ③雑費：査証手数料 3,000円	1,929,090	34,820		1,712,470				63,000	
										115,800	3,000		
藤原 聖	同上	同上	同上	①同上 ②同上 ③雑費：旅券手数料 11,000円 査証手数料 3,000円	1,940,090	34,820		1,712,470				63,000	
										115,800	14,000		
大久保真一	同上	同上	同上	①同上 ②同上 ③雑費：旅券手数料 11,000円 予防接種 17,680円 査証手数料 3,000円	1,957,770	34,820		1,712,470				63,000	
										115,800	31,680		
園山康男	同上	同上	同上	①同上 ②同上 ③雑費：予防接種 17,680円 査証手数料 3,000円	1,946,770	34,820		1,712,470				63,000	
										115,800	20,680		
計					27,168,340	487,480	23,974,580						
										1,621,200	203,080	882,000	

旅費請求書 (211 職員随行旅費 (南米))

次のとおり旅費を請求します。

令和5年8月15日

請求者名 (旅行者名)	旅行期間	用務先	経路	備考	旅費額計	鉄道賃		航空賃		有料道路・駐車場 宿泊料		雑費		日当 その他
						バス等	船賃	船賃	船賃	宿泊料	雑費	雑費	その他	
時間浩平	令和5年 8月22日～ 8月31日 (6泊10日)	①アルゼンチン 共和国 (ブエノスアイ レス) ②ブラジル連邦 共和国 (サンパウロ)	名古屋駅＜鉄道＞成田空港駅＜徒歩＞成田国際空港＜航空機＞ヒューズトン・ジョージ・ブッシュ国際空港＜航空機＞借上車＞エッセイサ国際空港＜借上車＞ホルヘ・エチェベリア国際空港＜借上車＞サンパウロ州＜借上車＞グアラニーヨス国際空港＜航空機＞シカゴ・オヘア国際空港＜航空機＞羽田空港＜借上車＞品川駅＜鉄道＞名古屋駅	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別途精算予定 ②現地空港からのアルゼンチン共和国 及びブラジル連邦共和国内の移動 は、別途契約の借上車を利用 ③雑費：旅券手数料 11,000円 査証手数料 3,000円	910,890	34,820	744,470							42,000
										75,600	14,000			
						計						34,820	744,470	

支払希望日 令和 5年10月16日

支 出 金 調 書			
執行機関		会計機関	
20100 議会事務局総務課 年 度 令和 5年度 システム区分 通常 予算種別 通常 決議番号 0062901 支出負担行為 令和 5年10月 4日 - 支出命令 令和 5年10月 4日 - 支払希望 令和 5年10月16日 支出命令確認 令和 年 月 日 支払日 令和 年 月 日		会計 01 一般会計 款 項 目 事業 節 細 節 所 属 課 20100 議会事務局総務課	
金 額	1,443,875 円	控除金額	円
受取人 281300 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2 議会事務局 資金前渡員		差引金額	円
支 払 内 容 旅費 支 払 方 法 口座振替 0005189 三菱UFJ銀行 東海公務部 普通 0101411 キカイシムキョク シキンセントイン 整 理 番 号 摘 要 旅費 10月支給分 900登庁、901正副用務、911常任、913特別、320特別県外、210南米調査団、225議長渡航、231議員県外旅費、240議員派遣、241委員派遣			
		別紙のとおり 内訳件数 10件	

請求書受理

令和 年 月 日

JZD40701001
JZDA03F

科目明細書

1 / 2

執行機関		20100	年度	5	決議番号	0062901
明細 番号	科目名					金額 (予算残額) 円
001	00001-020-08-000-900 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節					611,475 (61,279,253)
002	00001-020-08-000-901 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節					400 (61,279,253)
003	00001-020-08-000-911 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節					218,075 (61,279,253)
004	00001-020-08-000-913 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節					1,400 (61,279,253)
005	00001-020-08-000-320 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節					15,865 (61,279,253)
006	00001-020-08-000-210 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節					24,730 (61,279,253)

JZD40701001
JZDA05F

科目明細書

2 / 2

執行機関		20100	年度	5	決議番号	0062901
明細 番号	科 目 名					金 額 (予 算 残 額) 円
007	00001-020-08-000-225 / 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節					14,960 / (61,279,253)
008	00001-020-08-000-231 / 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節					85,950 / (61,279,253)
009	00001-020-08-000-240 / 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節					146,070 / (61,279,253)
010	00001-020-08-000-241 / 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節					325,250 / (61,279,253)
	合 計					1,443,875

JZD40701001
JZDA05F

決 裁 確 認 書



05-00301379

決裁番号	05-00301379	業務名	即支出＜登録＞
件名	0062901_旅費 10月支給分		
起案担当	議会事務局 議会事務局総務課 山田 亘輝	決裁方法	紙
起案日	R05/10/04	決裁予定日	R05/10/04
審査担当	会計局 会計局管理課 会計課	審査担当決裁方法	紙
取扱上の注意			
決裁完了日		審査完了日	

支出命令額合計	1,443,875
支払予定年月日	R05/10/16
支払日	
付箋指定日	
支払期日コメント	
緊急払表示	

[illegible]

旅費請求書 (210 調査団職員旅費 (南米))

次のとおり旅費を請求します。

請求者名 (旅行者名)	旅行期間	用務先	経路	備考	旅費額計	鉄道賃 バス等	自家用車 距離 金額	有料道路・駐車場 宿泊料	その他 内容
峰野 修	令和5年 8月22日～ 8月31日 (6泊10日)	名古屋駅 (集合地)	○往復 (自家用車) 自宅～豊橋駅 [35.6km×2] (名鉄) 豊橋～名古屋 [1,140円×2]	今回精算分 (自宅～名古屋駅(往復)) 以外は、別途概算旅費にて8/21に支給 済み	4,055	2,280	71.0km		
青山省三	同上	同上	○往復 (名鉄) 三郷～栄町 [410円×2] (地下鉄) 栄～名古屋 [210円×2]	同上	1,240	1,240			
島倉 誠	同上	同上	○往復 (愛知環状) 中水野～高蔵寺 [230円×2] (J R) 高蔵寺～名古屋 [420円×2]	同上	1,300	1,300			
成田 修	同上	同上	○往復 (地下鉄) 御器所～名古屋 [240円×2]	同上	480	480			
山田たかお	同上	同上	○往路 (自家用車) 自宅～西尾駅 [2.9km] (名鉄) 西尾～名古屋 [810円]	今回精算分 (自宅～名古屋駅(往復)) 城駅～自宅) 以外は、別途概算旅費に て8/21に支給済み 三河安城駅～自宅は請求しない	885	810	3.0km		
秀樹	同上	同上	○往復 (地下鉄) 覚王山～名古屋 [240円×2]	今回精算分 (自宅～名古屋駅(往復)) 以外は、別途概算旅費にて8/21に支給 済み	480	480			
杉江繁樹	同上	同上	○往復 (名鉄) 常滑～名古屋 [680円×2]	同上	1,360	1,360			
柳沢英希	同上	同上	○往路 (名鉄) 高浜港～刈谷 [300円] (J R) 刈谷～名古屋 [420円]	今回精算分 (自宅～名古屋駅(往復)) 以外は、別途概算旅費にて8/21に支給 済み 名古屋駅～自宅(復路)は請求しない	720	720			
高木ひろし	同上	同上	○往路 (タクシー) 自宅～名古屋駅 [6,360円] ○復路 (地下鉄) 瑞穂運動場東～名古屋 [270円]	今回精算分 (自宅～名古屋駅(往復)) 以外は、別途概算旅費にて8/21に支給 済み	5,630	270		5,360	

愛知県議会事務局局長殿

令和5年10月2日

次のとおり旅費を請求します。

旅費請求書 (210 調査団議員旅費 (南米))

ウツゴロツツ旅費を請求する												
請求者名 (旅行者名)	旅行期間	用務先	経路	備考	旅費額計	鉄道賃		自家用車 距離	有料道路・駐車場 宿泊料		その他 内容	
						バス等	金額		金額	雑費	金額	
鈴木まさと	令和5年 8月22日～ 8月31日 (6泊10日)	名古屋駅 (集合地)	○往復 (各鉄) 東岡崎～名古屋 【680円×2】	今回精算分 (自宅～名古屋駅(往復)) 以外は、別途概算旅費にて8/21に支給 済み	1,360	1,360						
藤原 聖	同上	同上	○往路 (自家用車) 自宅～相見駅 【9.1km】 (J R) 相見～名古屋 【770円】 ○復路 (J R) 豊橋～幸田 【420円】	今回精算分 (自宅～名古屋駅、豊橋駅 ～自宅) 以外は、別途概算旅費にて 8/21に支給済み 幸田駅～自宅は請求しない	1,415	1,190	9.0km					
							225					
大久保真一	同上	同上	○往路 (豊鉄バス) 大牧里～豊橋駅前 【250円】 (J R) 豊橋～名古屋 【1,340円】 ○復路 (豊鉄バス) 豊橋駅前～大牧里 【250円】	今回精算分 (自宅～名古屋駅、豊橋駅 ～自宅) 以外は、別途概算旅費にて 8/21に支給済み	1,840	1,340						
						500						
園山康男	同上	同上	○往路 (自家用車) 自宅～丸の内駅 【54.6km】 (有料道路) 岡崎～丸の内 【1,810円】 (地下鉄) 丸の内～名古屋 【210円】 ○復路 (各鉄) 豊橋～東岡崎 【570円】	同上	3,965	780	55.0km	1,810				
							1,375					
						計					24,730	13,610
						500	3,450					

契 約 書



- 1 業 務 名
令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務
- 2 業務内容
別添「令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務仕様書」のとおり
- 3 契約金額
金5,085,390円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金196,490円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、課税対象金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約期間
契約締結日から令和5年9月29日まで
- 5 契約保証金
免除
- 6 その他特約事項
別記1「個人情報取扱事務委託基準」
別記2「情報セキュリティに関する特約条項」

愛知県（以下「甲」という。）と東武トップツアーズ株式会社（以下「乙」という。）との間において、上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年7月11日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県議会事務局長 柳 澤 康 行

乙 名古屋市中区丸の内2丁目18番25号
東武トップツアーズ 名古屋支店
支店長 藤 本 一 樹

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第2条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(監督)

第4条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第5条 甲は、乙の履行が完了したときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあつたときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第6条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、履行完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があつたとき。

(3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

(5) 契約解除の申立てをしたとき。

(6) 所定の日時まで契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

（談合その他不正行為に係る解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。
（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第10条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かに

にかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償

を乙に請求することができる。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第12条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第13条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第14条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第15条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあって直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資

料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

（安全管理措置に関する事項）

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

（資料等の返還等）

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

（第三者等からの回収）

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

（報告検査等）

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故の場合の措置）

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

（損害賠償）

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

別記2

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第7条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第8条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査(甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第10条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第11条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務仕様書

1 調査の概要

(1) 渡航日程等

日程：令和5年8月22日から令和5年8月31日まで

人数：計15名（議員14名＋職員1名）

※ 詳細日程案は、別紙のとおり。

(2) 調査概要

国名	調査テーマ	調査ポイント
アルゼンチン共和国	海外移住事情	海外移住事情の現状
	現地最新事情	社会・経済情勢や、現地に進出している日本企業の状況など
	スマートシティの推進	社会課題をデジタル変革によって解決するスマートシティの取組
	防犯対策	映像データを集約し、顔認証などの技術を活用した防犯対策の取組
	農業振興施策	官民連携した品種開発等の共同研究や、販路拡大の支援に関する取組
ブラジル連邦共和国	海外移住事情	海外移住事情の現状
	現地最新事情	社会・経済情勢や、現地に進出している日本企業の状況など
	国際展示場の活用	大規模展示場の活用と運営課題
	スマート農業の推進	AGTECH（※）のICTを活用したスマート農業の取組 ※Agriculture（農業）とTechnology（技術）を掛け合わせた技術

2 委託業務の内容

(1) 行程支援に関すること

ア 概要

アルゼンチン共和国、ブラジル連邦共和国において、本県の重要課題に関連する海外の先進事例を調査するための行程支援を行う。

イ 業務内容

(ア) 現地移動手段の確保

- ・ 全行程に係る現地移動手段（航空機、現地公共交通機関（鉄道を除く）による移動を除く）を手配すること。なお、事前に調査先の位置、経路及び所要時間を確認すること。
- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。車種についての要件は以下のとおりとする。

バス：原則30席以上の大きさとする（荷物も含め渡航者及び添乗員など現地業務従事者が全員乗車可能であること）。

(イ) 現地ガイドの手配

- ・ 全行程に係る現地移動手段を支援する現地ガイドを手配し、同行させること。
なお、当該ガイドは、調査先の連絡担当者（窓口）の電話番号等を事前に了解し、先方と事前に連絡を取った上、建物敷地内のどこへ停車するのか、どの経路が最速かなど、随行者及び当日使用する車の運転手等に把握させ、事前に経路を確認すること。
- ・ 現地ガイドの対応言語は、以下のとおりとする。
アルゼンチン共和国：日本語及びスペイン語とする。
ブラジル連邦共和国：日本語及びポルトガル語とする。
- ・ 手配が必要となる日程及び人数については、「(ア) 現地移動手段の確保」で規定した車両日程及び台数と同様とする。

(ウ) 通訳者の手配

- ・ 現地ガイドと別に、議員の調査先での通訳としてふさわしい能力（発言の意図をよく理解し、専門用語にも長けている等）を有する通訳者を手配すること。
通訳のクラスについては、全行程において国際公式行事に対応可能な者とする。
- ・ 手配が必要となる日程、人数、対応言語については、**別紙**を参照すること。
- ・ なお、県が通訳者を指定した場合は、当該通訳者を配置することとする。

(エ) 添乗員の同行

- ・ 渡航の円滑な実施のため、十分な経験のある添乗員が全行程に同行し、行程管理、渡航者の安全確保、ガイド、空港・ホテル等における各種手続、必要経費の支払い、食事・休憩場所の手配、食事費用等の立替払い、緊急時の対応等を行うこと。
- ・ また、行事の際は、音声を録音（ただし、調査先に受託者が入室できない場合は除く。）し、録音データ（CD-R等に保存）を提出すること。
- ・ 同行を要する行程については、**別紙**を参照すること。

(2) 調査先手配に関すること

- ・ 企画提案内容に従い調査先への訪問アポイントを取り、調査に向けた各種連絡調整を行うこと。ただし、調査先の変更等について県が指示した場合はその指示によること。
- ・ 在アルゼンチン愛知県人会、ブラジル愛知県人会、大使館及び総領事館については、県においてアポイント等を行うものとする。

(3) 通信機器等の手配に関すること

- ・ 渡航中に使用するタブレット、携帯電話、WiFi ルータを手配すること。
- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。

(4) イヤホンガイドの手配に関すること

- ・ 通訳者等の補助装置として、イヤホンガイド（受信機・送信機）を手配すること。
- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。

(5) その他行程支援に係る経費

- ・ 航空券の手配、宿泊場所の手配、食事場所の確保、現地公共交通機関の利用、入国手続など、渡航に関して必要となるその他の支援（以下、「航空券の手配等」という）を実施すること。

なお、航空券の手配等につき必要となる実費（航空券費用、宿泊費用、食事費用、現地公共交通機関運賃、入国ビザ等）については、渡航者が負担する。

- ・ 帰国後の羽田空港－品川駅 間の移動に利用する借上バスを手配すること。車種についての要件は以下のとおりとする。

バス：原則30席以上の大きさとし、荷物も含め議員、職員及び添乗員が全員乗車可能であること。

- ・ 移動日におけるヒューストン・ジョージ・ブッシュ国際空港及びシカゴ・オヘア国際空港でのトランジットに係るアシスタントを手配すること。アシスタントについての要件は以下のとおりとする。

アシスタント：保安区域内において対応可能な者とする。

日本語対応可能な者とする。

3 実績報告書の提出

- (1) 委託業務を完了したときには、速やかに委託業務実績報告書を作成し、次により契約の期限内に提出すること。

- ・ 実績報告書：カラー印刷1部、電子データ（CD-R等に保存）

報告書は、業務状況が確認できるものとし、写真入りで作成すること。

- (2) 納品場所

愛知県議会事務局総務課

4 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (2) 受託者は、業務委託期間中は業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、委託者との連絡調整を密に行うこと。また、委託者から業務の進捗状況について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。
- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は速やかに委託者へ報告することとし、委託者と受託者との協議の上、処理する。また、本仕様書を変更する必要がある場合は、委託者と受託者で協議し、双方が合意した場合に、これを変更するものとする。
- (4) 契約締結後、業務内容等に変更が生じた場合は、委託者と受託者との協議し、契約変更を行う場合がある。その場合、渡航行程完了後から契約終了日までの期間で一括して契約変更をできることとする。

ならない

当者を置
況についを場合は、
上、処理
協議し、議し、契
の期間で

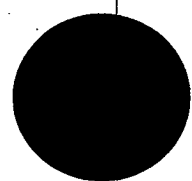
行程表	
計15名(職員14名+職員1名)	
8/22(火)	移動日(日本→アルゼンチン・ブエノスアイレス)
8/23(水)	移動日(日本→アルゼンチン・ブエノスアイレス) ブエノスアイレス行事 ■バス1(1D) 【ブエノスアイレス泊】
8/24(木)	ブエノスアイレス行事 ■公式通訳1(日西1D) ■バス1(1D) 【ブエノスアイレス泊】
8/25(金)	ブエノスアイレス行事 ■公式通訳1(日西0.5D) ■バス1(1D) 【ブエノスアイレス泊】
8/26(土)	ブエノスアイレス→サンパウロ移動(飛行機) ■バス1(0.5D) ■バス1(0.5D) 【サンパウロ泊】
8/27(日)	サンパウロ行事 ■バス1(1D) 【サンパウロ泊】
8/28(月)	サンパウロ行事 ■公式通訳1(日葡1D) ■バス1(1D) 【サンパウロ泊】
8/29(火)	サンパウロ行事 ■バス1(1D) 移動日(ブラジル・サンパウロ→日本)
8/30(水)	移動日(ブラジル・サンパウロ→日本)
8/31(木)	移動日(ブラジル・サンパウロ→日本)
その他 行程支援	■タブレット 1 ■携帯電話 1 ■WiFiルータ 1 ■イヤホンガイド 16(受信機15, 送信機1)

上記表の太字箇所が行程支援の内容。

数字は台数/人数。

()内数字は拘束時間(D=日数)。

174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000



変更契約書



愛知県（以下「甲」という。）と東武トップツアーズ株式会社（以下「乙」という。）との間において令和5年7月11日付けで締結した「令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務契約書」（以下「原契約」という。）を次のとおり変更する。

- 1 原契約2中「令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務仕様書」を別添「令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務仕様書（変更後）」に改める。
- 2 原契約3中契約金額「金5,085,390円」を「金5,109,590円」に、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額「金196,490円」を「金198,690円」に変更する。
- 3 本変更契約に定める以外は、原契約のすべての条項が適用されるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を原契約とともに保管する。

令和5年9月13日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県議会事務局長 柳澤 康行

乙 名古屋市中区丸の内2丁目18番25号

東武トップツアーズ株式会社 名古屋支店

支店長 藤本 一

令和５年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務仕様書 （変更後）

1 調査の概要

（１）渡航日程等

日程：令和５年８月２２日から令和５年８月３１日まで

人数：計１５名（議員１４名＋職員１名）

※ 詳細日程案は、別紙のとおり。

（２）調査概要

国名	調査テーマ	調査ポイント
アルゼンチン 共和国	海外移住事情	海外移住事情の現状
	現地最新事情	社会・経済情勢や、現地に進出している日本企業の状況など
	スマートシティの推進	社会課題をデジタル変革によって解決するスマートシティの取組
	防犯対策	映像データを集約し、顔認証などの技術を活用した防犯対策の取組
	農業振興施策	官民連携した品種開発等の共同研究や、販路拡大の支援に関する取組
ブラジル 連邦共和国	海外移住事情	海外移住事情の現状
	現地最新事情	社会・経済情勢や、現地に進出している日本企業の状況など
	国際展示場の活用	大規模展示場の活用と運営課題
	スマート農業の推進	AGTECH（※）の ICT を活用したスマート農業の取組 ※Agriculture（農業）と Technology（技術）を掛け合わせた技術

2 委託業務の内容

(1) 行程支援に関すること

ア 概要

アルゼンチン共和国、ブラジル連邦共和国において、本県の重要課題に関連する海外の先進事例を調査するための行程支援を行う。

イ 業務内容

(ア) 現地移動手段の確保

- ・ 全行程に係る現地移動手段（航空機、現地公共交通機関（鉄道を除く）による移動を除く）を手配すること。なお、事前に調査先の位置、経路及び所要時間を確認すること。
- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。車種についての要件は以下のとおりとする。

バス：原則30席以上の大きさとする（荷物も含め渡航者及び添乗員など現地業務従事者が全員乗車可能であること）。

(イ) 現地ガイドの手配

- ・ 全行程に係る現地移動手段を支援する現地ガイドを手配し、同行させること。
なお、当該ガイドは、調査先の連絡担当者（窓口）の電話番号等を事前に了解し、先方と事前に連絡を取った上、建物敷地内のどこへ停車するのか、どの経路が最速かなど、随行者及び当日使用する車の運転手等に把握させ、事前に経路を確認すること。
- ・ 現地ガイドの対応言語は、以下のとおりとする。
アルゼンチン共和国：日本語及びスペイン語とする。
ブラジル連邦共和国：日本語及びポルトガル語とする。
- ・ 手配が必要となる日程及び人数については、「(ア) 現地移動手段の確保」で規定した車両日程及び台数と同様とする。

(ウ) 通訳者の手配

- ・ 現地ガイドと別に、議員の調査先での通訳としてふさわしい能力（発言の意図をよく理解し、専門用語にも長けている等）を有する通訳者を手配すること。
通訳のクラスについては、全行程において国際公式行事に対応可能な者とする。
- ・ 手配が必要となる日程、人数、対応言語については、**別紙**を参照すること。
- ・ なお、県が通訳者を指定した場合は、当該通訳者を配置することとする。

(エ) 添乗員の同行

- ・ 渡航の円滑な実施のため、十分な経験のある添乗員が全行程に同行し、行程管理、渡航者の安全確保、ガイド、空港・ホテル等における各種手続、必要経費の支払い、食事・休憩場所の手配、食事費用等の立替払い、緊急時の対応等を行うこと。
- ・ また、行事の際は、音声を録音（ただし、調査先に受託者が入室できない場合は除く。）し、録音データ（CD-R等に保存）を提出すること。
- ・ 同行を要する行程については、**別紙**を参照すること。

(2) 調査先手配に関する事

- ・ 企画提案内容に従い調査先への訪問アポイントを取り、調査に向けた各種連絡調整を行うこと。ただし、調査先の変更等について県が指示した場合はその指示によること。
- ・ 在アルゼンチン愛知県人会、ブラジル愛知県人会、大使館及び総領事館については、県においてアポイント等を行うものとする。

(3) 通信機器等の手配に関する事

- ・ 渡航中に使用するタブレット、携帯電話、WiFi ルータを手配すること。
- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。

(4) イヤホンガイドの手配に関する事

- ・ 通訳者等の補助装置として、イヤホンガイド（受信機・送信機）を手配すること。
- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。

(5) その他行程支援に係る経費

- ・ 航空券の手配、宿泊場所の手配、食事場所の確保、現地公共交通機関の利用、入国手続など、渡航に関して必要となるその他の支援（以下、「航空券の手配等」という）を実施すること。

なお、航空券の手配等につき必要となる実費（航空券費用、宿泊費用、食事費用、現地公共交通機関運賃、入国ビザ等）については、渡航者が負担する。

- ・ 帰国後の羽田空港－品川駅 間の移動に利用する借上バスを手配すること。車種についての要件は以下のとおりとする。

バス：原則30席以上の大きさとし、荷物も含め議員、職員及び添乗員が全員乗車可能であること。

- ・ 移動日におけるヒューストン・ジョージ・ブッシュ国際空港及びシカゴ・オヘア国際空港でのトランジットに係るアシスタントを手配すること。アシスタントについての要件は以下のとおりとする。

アシスタント：保安区域内において対応可能な者とする。

日本語対応可能な者とする。

- ・ 羽田空港での到着ロビーから品川駅行の借上バス乗車までの送迎に係るアシスタントを手配すること。

3 実績報告書の提出

- (1) 委託業務を完了したときには、速やかに委託業務実績報告書を作成し、次により契約の期限内に提出すること。

- ・ 実績報告書：カラー印刷1部、電子データ（CD-R等に保存）
報告書は、業務状況が確認できるものとし、写真入りで作成すること。

- (2) 納品場所

愛知県議会事務局総務課

4 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (2) 受託者は、業務委託期間中は業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、委託者との連絡調整を密に行うこと。また、委託者から業務の進捗状況について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。
- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は速やかに委託者へ報告することとし、委託者と受託者とで協議の上、処理する。また、本仕様書を変更する必要がある場合は、委託者と受託者で協議し、双方が合意した場合に、これを変更するものとする。
- (4) 契約締結後、業務内容等に変更が生じた場合は、委託者と受託者とで協議し、契約変更を行う場合がある。その場合、渡航行程完了後から契約終了日までの期間で一括して契約変更をできることとする。

行程支援表

人数	計15名(議員14名+職員1名)
8/22(火)	移動日(日本→アルゼンチン・ブエノスアイレス)
8/23(水)	移動日(日本→アルゼンチン・ブエノスアイレス) ブエノスアイレス行事 ■バス1(1D) 【ブエノスアイレス泊】
8/24(木)	ブエノスアイレス行事 ■公式通訳1(日西1D) ■バス1(1D) 【ブエノスアイレス泊】
8/25(金)	ブエノスアイレス行事 ■公式通訳1(日西0.5D) ■バス1(1D) 【ブエノスアイレス泊】
8/26(土)	ブエノスアイレス→サンパウロ移動(飛行機) ■バス1(0.5D) ■バス1(0.5D) 【サンパウロ泊】
8/27(日)	サンパウロ行事 ■バス1(1D) 【サンパウロ泊】
8/28(月)	サンパウロ行事 ■公式通訳1(日葡1D) ■バス1(1D) 【サンパウロ泊】
8/29(火)	サンパウロ行事 ■バス1(1D) 移動日(ブラジル・サンパウロ→日本)
8/30(水)	移動日(ブラジル・サンパウロ→日本)
8/31(木)	移動日(ブラジル・サンパウロ→日本)
その他 行程支援	■タブレット 1 ■携帯電話 1 ■WiFiルータ 1 ■イヤホンガイド 16(受信機15, 送信機1)

上記表の太字箇所が行程支援の内容。

数字は台数/人数。

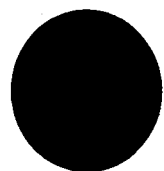
()内数字は拘束時間(D=日数)。

知らない

当者を置
記につい

場合は、
二、処理
議し、

し、契
期間で



支払希望日 令和 5年10月31日

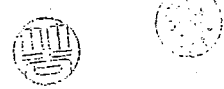
支出金調書

令和 5年度

執行機関



会計機関



20100 議会事務局総務課

年度 令和 5年度

システム区分 / 通常

予算種別 通常

決議番号 0045201-001

支出負担行為 令和 5年 7月10日

支出命令 令和 5年10月13日

支払希望 令和 5年10月31日

支出命令確認 令和 5年10月26日

支払日 令和 5年 10月 31日

00001-020-12-000-210

会計 01 一般会計

款 01 議会費

項 01 議会費

目 001 議会費

事業 020 運営費

節 12 委託料

細節 20100

所属課 議会事務局総務課

金額

5,109,590 円

控除金額

円

差引金額

円

受取人 0522321091

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内2丁目

18-25

東武トップツアーズ株式会社名古屋支店

契約種別 随意契約 (契約書)

支払内容 委託金

支払方法 口座振替

整理番号

摘要 令和 5年度愛知県議会海外調査団 (南米) に係る行程支援業務

支出負担行為残額

0 円

請求書受理

令和 5年10月11日

JZD40501001

JZDA03F

2023 年 10 月 11 日
請求書番号 3412-G42297-00

愛知県議会事務局長 様

(030165)

請 求 書
I N V O I C E

東武トップツアーズ株式会社

登録番号 T4013201004021

名古屋支店

〒 460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内2-18-25

丸の内KSビル11F

TEL : 050-9001-9705 FAX : 052-232-1968

支店長 藤本 一樹 (3412)

担当者 (3412)

発行者 (3412)

毎度格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。下記の通りご請求申し上げます。

令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務

2023 年 08 月 22 日 ご出発

管理者印	扱者印

代金合計	消費税区分による代金内訳	前受金	ご請求金額合計
¥5,109,590	課税10% 不課税	¥0	¥5,109,590
内消費税合計 ¥18,062	¥198,690 内税額 ¥4,910,900		

お支払期限
2023年10月31日

摘 要	金 額 (円)	税区分	ご利用日
委託費用一式 ※別途内訳書参照	4,910,900 198,690	不課税 課税10%	
※※※ 合 計 ※※※	5,109,590		

1 / 1

* お振込の場合は下記の口座にお振込み下さい。

□

お支払いは 2023 年 10 月 31 日 までお願い申し上げます。
※お振込手数料はご負担くださいますようお願い申し上げます。 ※お振込金受取書をもって当社の領収証に代えさせていただきます。

本件履行したことを証明します

、 令和5年9月29日 井上 雅貴

内訳書

東武トップツアーズ（株）名古屋支店

項 目	数量	単価(税抜)	合計(税抜)	課税対象
1 行程支援に係る経費	小計①～④		3,484,000	-
① 現地移動手段に係る経費	小計		1,199,000	-
(内訳) 8月23日(水)終日利用想定	1	180,000	180,000	不課税
8月24日(木)終日利用想定	1	197,000	197,000	不課税
8月25日(金)終日利用想定	1	197,000	197,000	不課税
8月26日(土)半日利用想定@ブエノスアイレス	1	90,000	90,000	不課税
8月26日(土)半日利用想定@サンパウロ	1	105,000	105,000	不課税
8月27日(日)終日利用想定	1	130,000	130,000	不課税
8月28日(月)終日利用想定	1	130,000	130,000	不課税
8月29日(火)終日利用想定	1	170,000	170,000	不課税
② 現地ガイドに係る経費	小計		595,000	-
(内訳) 8月23日(水)終日利用想定	1	85,000	85,000	不課税
8月24日(木)終日利用想定	1	85,000	85,000	不課税
8月25日(金)終日利用想定	1	85,000	85,000	不課税
8月26日(土)半日利用想定@ブエノスアイレス	1	50,000	50,000	不課税
8月26日(土)半日利用想定@サンパウロ	1	50,000	50,000	不課税
8月27日(日)終日利用想定	1	80,000	80,000	不課税
8月28日(月)終日利用想定	1	80,000	80,000	不課税
8月29日(火)終日利用想定	1	80,000	80,000	不課税
③ 通訳者に係る経費	小計		390,000	-
(内訳) 8月24日(木)終日利用想定	1	145,000	145,000	不課税
8月25日(金)半日利用想定	1	100,000	100,000	不課税
8月28日(月)終日利用想定	1	145,000	145,000	不課税
④ 添乗員に係る経費	小計		1,300,000	-
(内訳) 8月22日(火)～8月31日(木) 10日間	1	1,300,000	1,300,000	課税
2 調査先手配に係る経費	小計		500,000	-
(内訳) 1ヵ所あたりの連絡調整費	5	100,000	500,000	不課税
3 通信機器等に係る経費	小計		65,000	-
(内訳) レンタルタブレット	1	5,000	5,000	課税
携帯電話代 1日あたり10分間通話想定	1	40,000	40,000	課税
WiFiルーター代 500MBプラン/日	1	20,000	20,000	課税
4 イヤホンガイドに係る経費	小計		48,000	-
(内訳) イヤホンガイド	16	3,000	48,000	課税
5 その他経費	小計		322,000	-
(内訳) 貸切バス代(羽田空港～品川駅)	1	62,000	62,000	課税
アメリカ空港アシスタント料金(往復)	2	120,000	240,000	不課税
羽田空港アシスタント料金	1	20,000	20,000	課税
6 諸経費	小計		491,900	-
(内訳) 業務報告書に係る費用	1	50,000	50,000	課税
企画料金(10%)			441,900	課税
税抜計(A)			4,910,900	
うち課税対象計(B)			1,986,900	
消費税額(C=B*10%)			198,690	
合計金額・税込(A+C)			5,109,590	

支払希望日 令和 5年10月30日

支 出 金 調 書			
執行機関		会計機関	
20100 議会事務局総務課 年 度 令和 5年度 システム区分 精算 予算種別 通常 会計 01 一般会計 決議番号 0069301 款 項 支出負担行為 令和 5年10月18日 目 業 支出命令 令和 5年10月18日 節 細 節 支払希望 令和 5年10月30日 所属課 20100 支出命令 令和 5年 10 月 25 日 議会事務局総務課 支払日 令和 年 月 日			
金額	30,340 円	控除金額	円
受取人		差引金額 円	
別紙のとおり 支払内容 旅費 支払方法 整理番号 摘 要 議会旅航及び年末調整用職員精算旅費			
		別紙のとおり 内訳件数 2件	

請求書受理

年 月 日

JZDA01X140

JZDA38F

科目明細書

1 / 1

執行機関		20100	年度	5	決議番号	0069301
明細 番号	科目名					金額 予算残額 円
001	00001-801-08-000-211					
	款	01	議会費			
	項	01	議会費			
	目	001	議会費			
	事業	801	総務事務センター処理経費			
	節	08	旅費			420
	細節					(85,006,575)
002	00001-801-08-000-226					
	款	01	議会費			
	項	01	議会費			
	目	001	議会費			
	事業	801	総務事務センター処理経費			
	節	08	旅費			29,920
	細節					(85,006,575)
	合 計					30,340 <

JZDZA01X140
JZDA39F

科目内訳書番号：20231000001

年度	令和05年度	予算種別	通常	会計	01	款	01
執行機関	20100	議会議務局総務課					
所属（財務）	20100	議会議務局総務課					
所属	AP000	議会事務局					

Page 1/1

請求内訳書番号：20231000001

請 求 內 訳 書

令和5年10月30日支払

年度	令和5年度	予算種別	通常	会計	01	款	01
執行機関	20100	議会事務局					
所属（財務）	20100	議会事務局					
所属	AP000	議会事務局					

[illegible]

旅 費 請 求 書

請求書番号 : AP00023200099

令和5年10月2日

愛知県議会事務局長 殿
次のとおり旅費を請求します。

請求者の所属・氏名	旅行者の所属・氏名	旅費額計
議会事務局 [redacted]	議会事務局 [redacted]	420
時岡 浩平	時岡 浩平	

旅行期間	併給調整区間	依頼元
令和5年度 令和5年08月22日～令和5年08月31日（6泊10日）	[redacted]（愛知） - 栄（愛知） 栄（愛知） - [redacted]（愛知）	

用 務 先	経 路	詳 細
出発地：自宅（[redacted]）		
用務先：（名古屋市中村区） 名古屋駅	[redacted]（愛知）＜名古屋地下鉄東山線＞栄（愛知）＜名古屋地下鉄東山線＞ 名古屋	6泊
帰着地：自宅（[redacted]）	名古屋＜名古屋地下鉄東山線＞栄（愛知）＜名古屋地下鉄東山線＞[redacted]（愛知）	

鉄道賃	船賃	航空賃	バス等	タクシー	自家用車	有料道路 駐車場	宿泊料	食卓料	旅行雑費	その他
420	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
						加算	減額		別途支給	旅費額
						0	0		0	420

備考

【その他支給情報】：名古屋駅～各用務先～名古屋駅は概算旅費にて支給済み。

AP00000407 23106000000

1 23 01 01 01 01 001001 01 211 AP00023200069

注意事項				公印使用承認		施行日等	
起案日	令和 5年 4月27日					令和 5年 4月28日	
供覧日							
文書番号	5局総第51号						
決裁種別	電子・紙併用						
施行方法	紙			施行文書確認済 ☐		システム入力済 ☐	
備考				起案者氏名 井上 雄貴 課（地方機関） 総務課（議） グループ（課） 予算・厚生G			
題名 令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務における企画提案の募集について							文書種別 伺い
課長	担当課長	課長補佐	課長補佐				
岡田 濃	和田 徹	斉藤 一	水永 英昭				
保存期間	3年	標準ファイル名	海外調査団関係				
伺い文							
このことについて、案の1により企画提案募集の公告を行い、資料請求のあった者に対しては、案の2により募集要領を配付することとしてよろしいか。 なお、ご決裁の上は、企画提案募集の公告を掲示するため、案の3により財産管理課長あて申請してよろしいか。							

注意事項					公印使用承認		施行日等	
起案日	令和 5年 4月27日							
供覧日								
文書番号	5局総第51号							
決裁種別	電子・紙併用							
施行方法	紙				施行文書確認済 ☐		システム入力済 ☐	
備考				起案者氏名 井上 雄貴 課（地方機関） 総務課（議） グループ（課） 予算・厚生G				
題名 令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務における企画提案の募集について								文書種別 伺い
課長	担当課長	課長補佐	課長補佐					
✓	✓	✓	✓					
保存期間	3年	標準ファイル名	海外調査団関係					
伺い文								
このことについて、案の1により企画提案募集の公告を行い、^(※)資料請求のあった者に対しては、案の2により募集要領を配付することとしてよろしいか。 なお、ご決裁の上は、企画提案募集の公告を掲示するため、案の3により財産管理課長あて申請してよろしいか。 (※) 議会事務局よりDに提出し、愛知県HPに掲載する。								

(案)

「令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務」企画提案募集

1 業務概要

(1) 業務内容

令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務（仕様書のとおり）

(2) 委託金額の上限

5,279,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年9月29日（金）まで

2 募集期間

令和5年5月1日（月）から6月12日（月）午後5時まで（必着）

3 応募資格

応募資格者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案応募書類の提出期限において、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) この公告の日から企画提案応募書類提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 愛知県の「令和4・5年度入札参加資格者名簿」において、「業務（大分類）03. 役務の提供等」の「営業種目（中分類）13. 旅客業」、「（小分類）01. 旅行」に登録されていること。
- (6) 愛知県内に本社又は支店等の営業拠点があること。
- (7) 過去10年間（平成25年4月1日から企画提案応募書類を提出する前日まで）に、外国における類似業務の実績があること。
- (8) アルゼンチン共和国及びブラジル連邦共和国内に自社の支社、支店、駐在員事務所、現地法人又は連携している関係法人があり、現地において手配等の業務が可能な体制にあること。

4 手続き等

(1) 資料請求

本企画提案へ応募を検討される方は、「3 応募資格」を満たすことを確認の上、次により資料請求すること。資料請求者に応募要領（仕様書、応募様式等）一式を電子メールにより送付する。

ア 請求期限

令和5年5月15日（月）午後3時まで

イ 請求方法

様式「資料請求届」を記入し、<gikai-somu@pref.aichi.lg.jp>宛てに電子メールに添付して提出すること（メールの件名は「海外調査団（南米）資料請求」とすること）。

(2) 説明会の実施

資料請求をされた方を対象に、以下のとおり説明会を開催します。出席を希望される方は、下記により議会事務局総務課に電子メールで申し込むこと。(出席は任意としますが、欠席により不利益を受けた場合、県はその責任を負いません。)

ア 開催日時

令和5年5月17日(水) 午前10時30分から(30分程度)

イ 開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県議会議事堂4階 会議室6

ウ 申込期限

令和5年5月16日(火) 午後4時まで

エ 申込先(メールアドレス)・記載事項

gikai-somu@pref.aichi.lg.jp

件名は、「海外調査団(南米)説明会申込」とし、会社名、部署名、参加者職氏名、電話番号、メールアドレスを記載すること。

(3) 応募に関する質問

ア 受付期限

令和5年5月29日(月) 正午まで

イ 質問方法

資料請求者に送付する「応募要領」を参照すること。

ウ 質問に対する回答方法

受け付けた質問及び回答は、令和5年6月2日(金) 午後5時を目処に全資料請求者に対して電子メールにより通知する。

エ その他

受付期限経過後の質問、応募資格を有しない者からの質問及び指定した方法以外の方法での質問は、受け付けない。

(4) 企画提案応募書類の提出

ア 提出期限

令和5年6月12日(月) 午後5時まで(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(配達証明に限る)

持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出書類等

資料請求者に送付する「応募要領」を参照すること。

5 受託候補者の選考等

(1) 選考方法

提出された企画提案応募書類について、形式審査を行った後、別に設置する選考委員会においてプレゼンテーション審査を実施する。

(2) 選考基準

選考委員会において、応募者の能力(実施体制、類似業務の実績等)及び提案内容(具体性、独自性、実行可能性等)等の各面から総合的に評価の上、最も優れた応募者を受託候補者として選考する。

(3) 契約

選考された受託候補者と県において、委託内容及び経費等を協議・調整の上、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。なお、調整が不調に終わった場合は、次点の者と協議・調整する。

(4) その他

- ・選考結果は公表しない。
- ・選考委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問合せ及び異議申立ては、受け付けない。

6 問合せ先

愛知県議会事務局総務課予算・厚生グループ

担当：斉藤、井上

電話：052-954-6746（ダイヤルイン）

電子メール：gikai-somu@pref.aichi.lg.jp

(様式)

提出先メールアドレス：gikai-somu@pref.aichi.lg.jp /
※ 件名は、「海外調査団（南米）資料請求」としてくだ
さい。

資 料 請 求 届

令和5年5月 日

愛知県議会事務局総務課 宛て

事 業 者 名：

部 署 名：

担当者職・氏名：

電 話 番 号：

メールアドレス：

令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務に関する資料を請求
します。

なお、本請求にあたり、入手した資料や知り得た情報等については、外部に公表し
ないことを誓約します。

(印)

令和 5 年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務 企画提案応募要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和 5 年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務

(2) 業務内容

別添 1「令和 5 年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務仕様書」のとおり

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和 5 年 9 月 29 日（金）まで

(3) 委託金額の上限

5,279,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(4) 契約保証金

愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 129 条の 2 に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、同規則第 129 条の 3 各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(5) 委託料の支払方法

業務完了後に支払うものとする。

(6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して契約額を決定するため、見積額と同じになるとは限らない。

本委託契約は、議員派遣に係る愛知県議会の議決を条件とし、議決されない場合には契約を解除することがある。

3 応募資格

応募資格者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案応募書類の提出期限において、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) この公告の日から企画提案応募書類提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 愛知県の「令和 4・5 年度入札参加資格者名簿」において、「業務（大分類）03. 役務の提供等」の「営業種目（中分類）13. 旅客業」、「（小分類）01. 旅行」に登録されていること。

(6) 愛知県内に本社又は支店等の営業拠点があること。

(7) 過去 10 年間（平成 25 年 4 月 1 日から企画提案応募書類を提出する前日まで）に、外国における類似業務の実績があること。

- (8) アルゼンチン共和国及びブラジル連邦共和国内に自社の支社、支店、駐在員事務所、現地法人又は連携している関係法人があり、現地において手配等の業務が可能な体制にあること。

4 応募方法等

(1) 企画提案応募書類の提出

ア 提出書類

別添 2「企画提案応募書類作成要領」に基づき、以下の書類を作成・提出する。

- ① 企画提案応募書・誓約書（様式 1）
- ② 企画提案書（様式 2）
- ③ 経費積算書（様式 3 又はこれに準ずるもの）
- ④ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 4）

イ 提出部数

正本 1 部（①～④まで一式）

副本 7 部（②、③のみ。 ※①、④は添付不要）

ウ 提出期限

令和 5 年 6 月 12 日（月）午後 5 時まで（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る）

持参する場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

オ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県議会事務局総務課予算・厚生グループ（愛知県議会議事堂内）

担当：斉藤、井上

電話：052-954-6746（ダイヤルイン）

カ その他

- ① 企画提案応募書類の提出は、1 者 1 案とする。
- ② 企画提案応募書類に記載された実施体制（総括責任者、担当者等）は、受託後、原則変更できないものとする。
- ③ 応募資格を有さない者の提出書類又は不備のある提出書類は、受理しない。
- ④ 企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- ⑤ 提出期限後の提出書類の訂正、追加又は再提出は、認めない。
- ⑥ 県は選考に必要な範囲で提出資料の複製を作成することができるものとする。
- ⑦ 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・選考の公平性に影響を与える行為があった場合

(2) 応募に関する質問

ア 受付期限

令和 5 年 5 月 29 日（月）正午まで

イ 提出方法

様式 5「質問書」を記入し、<gikai-somu@pref.aichi.lg.jp>宛てに電子メールに添付して提出すること（メールの件名は「海外調査団（南米）質問書」とすること）。

ウ 質問に対する回答方法

受け付けた質問及び回答は、令和5年6月2日（金）午後5時を目処に全資料請求者に対して電子メールにより通知する。

エ その他

受付期限経過後の質問、応募資格を有しない者からの質問及び指定した方法以外の方法での質問は、受け付けない。

5 選考方法

(1) プレゼンテーション審査の実施

提出された企画提案応募書類について、形式審査を行った後、別に設置する選考委員会においてプレゼンテーション審査を実施する。

日時 令和5年6月19日（月）予定 ※時間は応募者へ個別に連絡する。

場所 愛知県議会議事堂内（名古屋市中区三の丸三丁目1番2号）

(2) 選考基準

選考委員会において、別に定める審査基準に基づき、応募者の能力（実施体制、類似業務の実績等）及び提案内容（具体性、独自性、実行可能性等）等の各面から総合的に評価の上、最も優れた応募者を受託候補者として選考する。

(3) 結果通知

選考結果については、全ての応募者に対し、後日書面で通知する。

(4) その他

・選考結果は公表しない。

・選考委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問合せ及び異議申立ては、受け付けない。

6 契約手続

選考された受託候補者と県において、委託内容及び経費等を協議・調整の上、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。なお、不調となった場合は、次点の者と協議・調整する。

7 スケジュール（予定）

令和5年5月 1日(月)	企画提案募集開始
令和5年5月15日(月)午後3時	応募に関する資料の請求期限
令和5年5月17日(水)午前10時30分	説明会
令和5年5月29日(月)正午	応募に関する質問書の受付期限
令和5年6月 2日(金)午後5時	質問に対する回答の通知
令和5年6月12日(月)午後5時	企画提案応募書類の提出期限
令和5年6月19日(月)	選考委員会（プレゼンテーション）による審査
令和5年6月下旬	受託者の決定、契約締結

令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務仕様書

1 調査の概要

(1) 渡航日程等

日程：令和5年8月22日（火）から令和5年8月31日（木）まで

人数：計16名程度（議員15名程度＋職員1名）

※ 詳細日程案は、別紙のとおり。

(2) 調査概要

国名	調査テーマ	調査ポイント	調査先（例）
アルゼンチン 共和国	海外移住事情	海外移住事情の現状	◎在アルゼンチン愛知県人会
	現地最新事情	社会・経済情勢や、現地に進出している日本企業の状況など	在アルゼンチン日本国大使館 ジェトロ・ブエノスアイレス事務所
		日本語教育の最新事情	学校現場 等
	スマートシティ	都市や地域の機能やサービスの効率化、高度化（AI等の最先端技術による映像解析システム等）	関係機関、施設 等 （ティグレ市街中監視センター NEC アルゼンチン 等）
	農業振興	官民連携による取組の加速、強化	関係機関、施設 等
	自由提案	県の重要課題に関連する調査	—
ブラジル 連邦共和国	海外移住事情	海外移住事情の現状	◎ブラジル愛知県人会 ブラジル日本移民史料館
	現地最新事情	社会・経済情勢や、現地に進出している日本企業の状況など	在サンパウロ日本国総領事館
		国際展示場の活用	関係機関、施設 等
	スタートアップ	イノベーションの創出、国内外からのスタートアップの誘致、支援環境の整備	ジェトロ・サンパウロ事務所 関係機関、施設 等
	スマート農業	省力化・労働負担の軽減、技術の継承、経営管理	関係機関、施設 等
	自由提案	県の重要課題に関連する調査	—

2 委託業務の内容

(1) 行程支援に関すること

ア 概要

アルゼンチン共和国、ブラジル連邦共和国において、本県の重要課題に関連する海外の先進事例を調査するための行程支援を行う。

イ 業務内容

(ア) 現地移動手段の確保

- ・ 全行程に係る現地移動手段（航空機、現地公共交通機関（鉄道を除く）による移動を除く）を手配すること。なお、事前に訪問先の位置、経路及び所要時間を確認すること。
- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。車種についての要件は以下のとおりとする。
バス：原則30席以上の大きさとする（荷物も含め渡航者及び添乗員など現地業務従事者が全員乗車可能であること）。

(イ) 現地ガイドの手配

- ・ 全行程に係る現地移動手段を支援する現地ガイドを手配し、同行させること。
なお、当該ガイドは、訪問先の連絡担当者（窓口）の電話番号等を事前に了解し、先方と事前に連絡を取った上、建物敷地内のどこへ停車するのか、どの経路が最速かなど、随行者及び当日使用する車の運転手等に把握させ、事前に経路を確認すること。
- ・ 現地ガイドの対応言語は、以下のとおりとする。
アルゼンチン共和国：日本語及びスペイン語とする。
ブラジル連邦共和国：日本語及びポルトガル語とする。
- ・ 手配が必要となる日程及び人数については、「(ア) 現地移動手段の確保」で規定した車両日程及び台数と同様とする。

(ウ) 通訳者の手配

- ・ 現地ガイドと別に、議員の調査先での通訳としてふさわしい能力（発言の意図をよく理解し、専門用語にも長けている等）を有する通訳者を手配すること。
通訳のクラスについては、全行程において国際公式行事に対応可能な者とする。
- ・ 手配が必要となる日程、人数、対応言語については、**別紙**を参照すること。
- ・ なお、県が通訳者を指定した場合は、当該通訳者を配置することとする。

(エ) 添乗員の同行

- ・ 渡航の円滑な実施のため、十分な経験のある添乗員が全行程に同行し、行程管理、渡航者の安全確保、ガイド、空港・ホテル等における各種手続、必要経費の支払い、食事・休憩場所の手配、食事費用等の立替払い、緊急時の対応等を行うこと。
- ・ また、行事の際は、音声を録音（ただし、訪問先に受託者が入室できない場合は除く。）し、録音データ（CD-R等に保存）を提出すること。
- ・ 同行を要する行程については、**別紙**を参照すること。

(2) 調査先手配に関する事

- ・ 企画提案内容に従い調査先への訪問アポイントを取り、訪問に向けた各種連絡調整を行うこと。ただし、調査先の変更等について県が指示した場合はその指示によること。
- ・ 在アルゼンチン愛知県人会、ブラジル愛知県人会及び大使館については、県においてアポイント等を行うものとする。

(3) 通信機器等の手配に関する事

- ・ 渡航中に使用するタブレット、携帯電話、WiFi ルータを手配すること。
- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、別紙を参照すること。

(4) イヤホンガイドの手配に関する事

- ・ 通訳者等の補助装置として、イヤホンガイド（受信機・送信機）を手配すること。
- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、別紙を参照すること。

(5) その他行程支援に係る経費

- ・ 航空券の手配、宿泊場所の手配、食事場所の確保、現地公共交通機関の利用、入国手続など、渡航に関して必要となるその他の支援（以下、「航空券の手配等」という）を実施すること。
なお、航空券の手配等につき必要となる実費（航空券費用、宿泊費用、食事費用、現地公共交通機関運賃、入国ビザ等）については、渡航者が負担する。
- ・ また、出発日に利用する空港待合室を手配すること（20 名程度を収容できること）。

3 実績報告書の提出

(1) 委託業務を完了したときには、速やかに委託業務実績報告書を作成し、次により契約の期限内に提出すること。

- ・ 実績報告書：カラー印刷 1 部、電子データ（CD-R 等に保存）
報告書は、業務状況が確認できるものとし、写真入りで作成すること。

(2) 納品場所

愛知県議会事務局総務課

4 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (2) 受託者は、業務委託期間中は業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、委託者との連絡調整を密に行うこと。また、委託者から業務の進捗状況について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は速やかに委託者へ報告することとし、委託者と受託者との協議の上、処理する。また、本仕様書を変更する必要がある場合は、委託者と受託者で協議し、双方が合意した場合に、これを変更するものとする。
- (4) 契約締結後、業務内容等に変更が生じた場合は、委託者と受託者との協議し、契約変更を行う場合がある。その場合、渡航行程完了後から契約終了日までの期間で一括して契約変更をできることとする。

行程支援表

別 紙

人数	計16名程度(議員15名程度+職員1名)
8/22(火)	移動日(日本→アルゼンチン・ブエノスアイレス)
8/23(水)	移動日(日本→アルゼンチン・ブエノスアイレス) ブエノスアイレス行事(※通訳なしの想定) ■バス1(1D) 【ブエノスアイレス泊】
8/24(木)	ブエノスアイレス行事 ■公式通訳1(日西1D) ■バス1(1D) 【ブエノスアイレス泊】
8/25(金)	◎在アルゼンチン愛知県人会行事(午後) ■公式通訳1(日西1D) ■バス1(1D) 【ブエノスアイレス泊】
8/26(土)	ブエノスアイレス→サンパウロ移動(飛行機) ■バス1(0.5D) ■バス1(0.5D) 【サンパウロ泊】
8/27(日)	◎ブラジル愛知県人会行事(終日) ■公式通訳1(日葡1D) ■バス1(1D) 【サンパウロ泊】
8/28(月)	サンパウロ行事 ■公式通訳1(日葡1D) ■バス1(1D) 【サンパウロ泊】
8/29(火)	サンパウロ行事(※通訳なしの想定) ■バス1(1D) 移動日(ブラジル・サンパウロ→日本)
8/30(水)	移動日(ブラジル・サンパウロ→日本)
8/31(木)	移動日(ブラジル・サンパウロ→日本)
その他 行程支援	■タブレット 1 ■携帯電話 1 ■WiFiルーター 1 ■イヤホンガイド 17程度(受信機16程度,送信機1)

8/23～8/29のブエノスアイレス・サンパウロについては、順序・各都市の滞在時間の変更になる可能性あり

上記表の太字箇所が行程支援の内容。

数字は台数/人数。

()内数字は拘束時間(D=日数)。

企画提案応募書類作成要領

1 企画提案応募書・誓約書（様式1）

応募資格を全て満たすことを確認の上、様式2～4を添えて提出してください。

2 企画提案書（様式2）

(1) 事業の概要

「事業費」は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含むものとし、「経費積算書（様式3又はこれに準ずるもの）」の合計金額・税込と一致させてください。

(2) 事業の内容

以下のアからエについて順番に記載した企画書を添付すること（ページ数は必要最小限とすること）。なお、企画書の用紙はA4判とし、やむを得ずA4以上の用紙を使用する場合は、A4サイズに折りたたむこと。

ア アルゼンチン共和国及びブラジル連邦共和国調査における行程支援の内容

実施内容及び実施方法について、「別添1」仕様書の「2 委託業務の内容」に沿って、具体的に記載してください。

【留意事項】

- ・「現地ガイド」、「通訳者」、「添乗員」については、実績も含めて記載すること。
- ・確実に実施できる内容を可能な限り具体的に記載すること。
- ・契約後でなければ確定できない部分については、提出時の状況を記載するとともに、実現できない場合の代替措置を記載すること。

イ 業務実施体制

本業務を実施するための組織体制（組織概要、現地との連絡体制、緊急時のフォロー体制等）について記載してください。

ウ 業務実施スケジュール

契約締結後から委託業務完了まで、応募者が想定する作業スケジュールを記載してください。

エ 行程・調査先の提案（様式2-2）

下記に留意の上、記載例を参考に作成してください。

- ・調査先は、「別添1」仕様書の「1（2）調査概要」を踏まえて提案すること。
- ・調査先の事業概要及び調査ポイント（県の重要課題との関連等）を可能な限り詳細に記載すること。
- ・アポイントの実現可能性が高い調査先を提案すること。ただし、アポイントの可能性は未知数であるものの、実現できる場合、行程に組み込むべきと考える調査先については、実現できない場合の代替案とともに記載すること。
- ・「◎」が記されている調査先は、必ず行程に組み込むこと。なお、在アルゼンチン愛知県人会、ブラジル愛知県人会及び大使館については、県がアポイントを行う。
- ・移動日（現地での移動日を含む）を除き、原則として、午前、午後に各1か所以上の調査先を提案すること。

(3) その他

「応募者の概要」「総括責任者の経歴」「キャンセル料に関すること」「類似業務の受託実績」については、記載内容が網羅されていれば、様式は問いません。

3 経費積算書（様式3又はこれに準ずるもの）

以下のアからオに留意の上、作成してください。

ア 積算項目は、「別添1 仕様書」の「2 委託業務の内容」を参照し、数量等は応募者の企画提案書の内容に沿って算定すること。

イ 本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、事業の一部を再委託する場合は、再委託先に支払う経費が明らかになるように記載すること。

ウ 消費税等に係る課税事業者においては、金額は取引に係る消費税等を含めた額とすること（税率は10%として計算すること）。

エ 消費税等の算定に当たっては、各項目について課税・不課税（国外取引）について、明示の上、算定すること。なお、消費税等に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

オ 消費税等を含んだ合計金額は、「企画提案書（様式2）」の「1（3）事業費」と一致させること。

4 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）

裏面の記入要領に従い、該当する項目にチェックを記入の上、申告内容を証明する書類の写しを添付してください。

企画提案応募書・誓約書

令和5年6月 日

愛知県議会事務局長 殿

(応募者)

住 所

名 称

代表者職・氏名

令和5年度愛知県議会海外調査団(南米)に係る行程支援業務について、応募要領及び仕様書に記載された事項を全て承知のうえで、別添のとおり関係書類を添えて応募します。

なお、応募にあたり、下記のとおり応募資格を全て満たすことを誓約します。

記

<誓約事項>

項 目	チェック
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ✓	はい・いいえ
企画提案応募書類の提出期限において、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。 ✓	はい・いいえ
「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。 ✓	はい・いいえ
国税及び地方税を滞納していないこと。 ✓	はい・いいえ
愛知県の「令和4・5年度入札参加資格者名簿」において、大分類「03.役務の提供等」中分類「13.旅客業」小分類「01.旅行」に登録されていること。 ✓	はい・いいえ
愛知県内に本社又は支店等の営業拠点があること。 ✓	はい・いいえ
過去10年間(平成25年4月1日から企画提案応募書類を提出する前日まで)に、外国における類似業務の実績があること。 ✓	はい・いいえ
アルゼンチン共和国及びブラジル連邦共和国内に自社の支社、支店、駐在員事務所、現地法人又は連携している関係法人があり、現地において手配等の業務が可能な体制にあること。 ✓	はい・いいえ

<担当者連絡先>

所属(部署名)	
役職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

企画提案書

応募者名 (名称)

1 事業の概要

(1) 委託業務名

令和5年度愛知県議会海外調査団(南米)に係る行程支援業務

(2) 事業期間

契約締結日から令和5年9月29日(金)まで

(3) 事業費

金 円

詳細は経費積算書(様式3又はこれに準ずるもの)のとおり

2 事業の内容

別添のとおり

3 応募者の概要 ※「別添のとおり」としても構いません。

事業者名	
代表者職・氏名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
従業員数	
主な事業内容	

4 総括責任者の経歴 ※「別添のとおり」としても構いません。

総括責任者の氏名、資格、経歴、実績を詳細にご記載ください。

5 キャンセル料に関する事 ※「別添のとおり」としても構いません。

新型コロナウイルス等の影響により、本渡航が中止となった場合のキャンセル料の算出方法等について記載ください。

6 類似業務の受託実績(過去10年以内、最大3件) ※「別添のとおり」としても構いません。

業務名	業務概要	発注者	契約期間

※上記実績のうち、特にアピールしたい点があれば以下に簡潔に記載すること。

行程・調査先の提案

月日	調査都市	発着時間	交通機関	調査先	事業概要	調査ポイント(県の重要課題との関連等)
8月22日 (火)						
8月23日 (水)						
8月24日 (木)						
8月25日 (金)	ブエノスアイレス	午後	専用車	◎在アルゼンチン愛知県人会	海外移住事情に関する調査	在アルゼンチン愛知県人会総会に参加するとともに、海外移住の現状を見聞することにより、多文化共生社会の形成に関する施策の参考とする。
8月26日 (土)						
8月27日 (日)	サンパウロ	終日	専用車	◎ブラジル愛知県人会	海外移住事情に関する調査	ブラジル愛知県人会創立65周年を迎えるにあたり、記念式典に参加するとともに、海外移住の現状を見聞することにより、多文化共生社会の形成に関する施策の参考とする。
8月28日 (月)						
8月29日 (火)						
8月30日 (水)						
8月31日 (木)						

行程・調査先の提案

月日	調査都市	発着時間	交通機関	調査先	事業概要	調査ポイント(県の重要課題との関連等)
8月22日 (火)	名古屋発 〇〇〇〇着 〇〇〇〇発	0:00 0:00 0:00	航空機 航空機 航空機	 (機中泊)		
8月23日 (水)	〇〇〇〇着 〇〇〇〇	0:00 午後	航空機 専用車 専用車	 〇〇〇日本国大使館 (〇〇〇〇泊)		
8月24日 (木)	〇〇〇〇 〇〇〇〇	午前 午後	専用車 専用車	〇〇〇〇(施設名等) 〇〇〇〇(施設名等) (〇〇〇〇泊)		
8月25日 (金)	〇〇〇〇 ブエノスアイレス	午前 午後	専用車 専用車	〇〇〇〇(施設名等) ◎在アルゼンチン愛知県人会 (〇〇〇〇泊)	海外移住事情に関する調査	在アルゼンチン愛知県人会総会に参加するとともに、海外移住の現状を見聞することにより、多文化共生社会の形成に関する施策の参考とする。
8月26日 (土)	〇〇〇〇発 〇〇〇〇着	0:00 0:00	専用車 航空機 航空機 専用車	 (〇〇〇〇泊)		
8月27日 (日)	サンパウロ	終日	専用車	◎ブラジル愛知県人会 (〇〇〇〇泊)	海外移住事情に関する調査	ブラジル愛知県人会創立65周年を迎えるにあたり、記念式典に参加するとともに、海外移住の現状を見聞することにより、多文化共生社会の形成に関する施策の参考とする。
8月28日 (月)	〇〇〇〇 〇〇〇〇	午前 午後	専用車 専用車	〇〇〇〇(施設名等) 〇〇〇〇(施設名等) (〇〇〇〇泊)		
8月29日 (火)	〇〇〇〇 〇〇〇〇発	午前 0:00	専用車 専用車 航空機	〇〇〇日本国大使館 (機中泊)		
8月30日 (水)	〇〇〇〇着 〇〇〇〇発	0:00 0:00	航空機 航空機	 (機中泊)		
8月31日 (木)	名古屋着	0:00	航空機			

経費積算書

(様式3)

項 目		数量	単価(税抜)	合計(税抜)	課税対象
1 行程支援に係る経費			小計①～④	0	—
① 現地移動手段に係る経費			小計	0	—
(内訳)				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
② 現地ガイドに係る経費			小計	0	—
(内訳)				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
③ 通訳者に係る経費			小計	0	—
(内訳)				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
④ 添乗員に係る経費			小計	0	—
(内訳)				0	
				0	
				0	
2 調査先手配に係る経費			小計	0	—
(内訳)				0	
				0	
				0	
3 通信機器等に係る経費			小計	0	—
(内訳)				0	
				0	
				0	
4 イヤホンガイドに係る経費			小計	0	—
(内訳)				0	
				0	
				0	
5 その他経費			小計	0	—
(内訳)				0	
				0	
				0	
6 諸経費			小計	0	—
(内訳)				0	
				0	
				0	

※必要に応じて行を追加等してください。

税抜計 (A)	0
うち課税対象計 (B)	0
消費税額 (C=B*10%)	0
合計金額・税込 (A+C)	0

社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

(申告者) 住 所

名 称

代表者職・氏名

社会的価値の実現に資する取組について、下記のとおり申告します。

記

評価項目	申告内容	SDGsとの相関	添付書類 (写)
環境マネジメントシステムの導入	☐ ISO14001の認証 ☐ エコアクション21の認証 ☐ KESの認証 ☐ エコステージの認証		☐ 登録証 ☐ 登録・承認証 ☐ 登録証 ☐ 認証書
自動車エコ事業所の認定	☐ 自動車エコ事業所の認定		☐ 認定証
障害者法定雇用率の達成	☐ 障害者雇用状況の報告義務がある (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が43.5人以上) → ☐ 障害者法定雇用率を達成 → ☐ 障害者法定雇用率を未達成 ☐ 報告義務がない (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が43.5人未満)		☐ 障害者雇用状況報告書 ☐ なし ☐ なし
協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用	☐ 協力雇用主の登録 ☐ 保護観察対象者等の雇用		☐ 証明書 ☐ 証明書
障害者就労施設等からの調達実績	☐ 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績 (当該年度又は前年度)		☐ 調達実績の分かる書類 契約書、納品書、請求書、領収書等
女性の活躍促進	☐ あいち女性輝きカンパニーの認証 ☐ 女性の活躍促進宣言の提出 ☐ えるぼし認定・プラチナえるぼし認定		☐ 認証書 ☐ 受理書(※) ☐ 基準適合一般事業主認定通知書等
ワーク・ライフ・バランスの推進	☐ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録 ☐ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同 ☐ くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定	  	☐ 登録証 ☐ 賛同書 ☐ 基準適合一般事業主認定通知書等
エコモビリティライフの推進	☐ あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入 ☐ エコ通勤優良事業所の認証		☐ 加入証明書 ☐ 登録証
安全なまちづくりと交通安全の推進	☐ 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録 ☐ 活動報告書の提出		☐ 登録証 ☐ 報告書
健康づくりの推進	☐ 愛知県健康経営推進企業の登録		☐ 証明書

(※) あいち女性輝きカンパニーの認証書を提出する場合は、女性の活躍促進宣言の提出に係る受理書の添付を省略することができる。

記入要領

- (1) 申告者の住所、名称、代表者の職・氏名を記入してください。
- (2) 「申告内容」欄は、現在取得している認証又は登録、障害者法定雇用率の達成状況など、該当する事項にチェックマーク(☑)を記入してください。
- (3) 提出にあたっては、「添付書類(写)」欄の該当項目(書類)にチェックマーク(☑)を記入の上、申告する内容を証明する書類の写しを添付してください。
- (4) 紛失等により登録証等がない場合は、下記の当該制度を所管する機関(愛知県の当該制度を所管する課、当該制度を所管する国の機関又は団体)にお問合せの上、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。
- (5) 「障害者法定雇用率の達成」については、障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令及び同施行規則の関係規定により、法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が43.5人以上の事業主に対して、障害者の雇用状況の報告が義務付けられています。
申告する際には、報告義務の有無を記入し、義務がある場合は、障害者法定雇用率の達成状況を併せて記入してください。また、法定雇用率を達成しているときは、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付してください。
- (6) 「協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用」に係る証明書の様式は、愛知県労働局就業促進課にお問い合わせください(Webページからもダウンロードできます)。この様式に必要事項を記入の上名古屋保護観察所に持参し、証明書の交付を受けてください。
- (7) 「障害者就労施設等からの調達実績」は、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」で定める対象事業者からの調達が対象です(愛知県福祉局福祉部障害福祉課Webページで確認できます)。
なお、「特例子会社」「重度障害者多数雇用事業所」「在宅就業障害者」「在宅就業支援団体」「共同受注窓口」については、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する要綱」による登録又は認定を受けたもの(「優先調達登録事業者」及び「共同受注窓口」取扱物品及び役務リストに掲載)に限ります。
- (8) 「女性の活躍促進宣言」に係る受理書は、愛知県県民文化局男女共同参画推進課において交付を受けてください。
- (9) 「あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入」に係る加入証明書は、愛知県都市・交通局交通対策課において交付を受けてください。
- (10) ご不明な点がある場合は、下記へお問い合わせください。

内容	お問合せ先(愛知県庁 052-961-2111《代表》)
制度に関すること	愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ
環境マネジメントに関すること	愛知県環境局環境政策部環境活動推進課調整・環境配慮行動グループ
自動車エコ事業所の認定に関すること	愛知県環境局地球温暖化対策課自動車環境グループ
障害者法定雇用率の達成、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用に関すること	愛知県労働局就業促進課高齢者・障害者雇用対策グループ
障害者就労施設等からの調達に関すること	愛知県福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ
女性の活躍促進に関すること(えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む)を含む)	愛知県県民文化局男女共同参画推進課女性の活躍促進グループ
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録及びくるみん認定(トライくるみん認定・プラチナくるみん認定を含む)に関すること	愛知県労働局労働福祉課仕事と生活の調和推進グループ
あいちっこ家庭教育応援企業への賛同に関すること	愛知県教育委員会教育部あいちの学び推進課家庭教育・地域連携支援グループ
エコモビリティライフの推進に関すること	愛知県都市・交通局交通対策課エコモビリティライフ推進グループ
安全なまちづくりと交通安全の推進に関すること	愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ
健康づくりの推進に関すること	愛知県保健医療局健康医務部健康対策課健康づくりグループ

(様式5)

提出先メールアドレス: gikai-somu@pref.aichi.lg.jp
※ 件名は、「海外調査団（南米）質問書」としてください。

質 問 書

令和5年 月 日

愛知県議会事務局総務課 宛て

事 業 者 名:

部 署 名:

担当者職・氏名:

電 話 番 号:

メールアドレス:

令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務について、質問事項
がありますので提出します。

質問項目	(応募要領・仕様書等の該当項目)
内 容	

(葉々子) ✓

第4-1号様式

受付年月日	
承認年月日	

令和5年4月 日

庁内管理責任者
財産管理課長 殿

申請者 議会事務局総務課長

ポスター等の掲示許可申請書

愛知県庁内管理規則第11条の規定により次のとおり許可を受けたいので申請します。

記

- 1 場 所 議事堂1階 議会事務局入口前 ✓
- 2 期 間 令和5年5月 1日から
令和5年5月15日まで 15日間 ✓
- 3 掲示物等の目的 企画提案募集の公告のため ✓
- 4 物件の種類及び数量 別添のとおり (A4: 4枚) ✓
- 5 掲示物の内容 別添のとおり 案1 (添付省略) ✓
- 6 その他

備考 申請書は、実施日の2週間前から受付けます。但し、3日前までに提出してください。

(連絡先: 課室名 議会事務局総務課 内線 4508 担当者名 井上)

注意事項				公印使用承認	施行日等			
起案日	令和 5年 6月19日				令和 5年 6月19日			
供覧日								
文書番号	5局総第132号							
決裁種別	電子・紙併用							
施行方法	郵送			施行文書確認済 ☐	システム入力済 ☐			
備考				起案者氏名 井上 雄貴 課（地方機関） 総務課（議） グループ（課） 予算・厚生G				
題名 令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務受託者選考委員会の結果について								文書種別 伺い
課長	担当課長	課長補佐	課長補佐					
岡田 濃	和田 徹	斉藤 一	水永 英昭					
保存期間	3年	標準ファイル名	海外調査団関係					
伺い文								
令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務受託者選考委員会を令和5年6月19日（月）に開催した結果、東武トップツアーズ株式会社名古屋支店が受託候補者に選定されました。 つきましては、案の1のとおり受託候補者（東武トップツアーズ株式会社名古屋支店）あて、案の2により XXXXXXXXXX あて通知してよろしいか。								

注意事項				公印使用承認		施行日等	
起案日	令和 5年 6月19日						
供覧日							
文書番号	5局総第132号						
決裁種別	電子・紙併用						
施行方法	郵送			施行文書確認済 ☐		システム入力済 ☐	
備考				起案者氏名 井上 雄貴 課（地方機関） 総務課（議） グループ（課） 予算・厚生G			
題名 令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務受託者選考委員会の結果について							文書種別 伺い
課長	担当課長	課長補佐	課長補佐				
✓	✓	✓	✓				
保存期間	3年	標準ファイル名	海外調査団関係				
伺い文							
令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務受託者選考委員会を令和5年6月19日（月）に開催した結果、東武トップツアーズ株式会社名古屋支店が受託候補者に選定されました。 つきましては、案の1のとおり受託候補者（東武トップツアーズ株式会社名古屋支店）あて、案の2により XXXXXXXXXX あて通知してよろしいか。							

(第1)

5局総第132号

令和5年6月 日

東武トップツアーズ株式会社 名古屋支店

支店長 藤本 一樹 様

愛知県議会事務局長

令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務
プレゼンテーション審査の結果について（通知）

このたびは、令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務のプレゼンテーション審査にご参加いただき、誠にありがとうございました。

選考委員会における審査の結果、貴社を受託候補者に決定いたしました。

つきましては、契約締結に向けての協議を進めてまいりますので、ご協力くださるようお願いいたします。

担 当 総務課予算・厚生グループ（井上）

電 話 052-954-6746

メール gikai-somu@pref.aichi.lg.jp

(葉×2)

5 局 総 第 1 3 2 号

令和 5 年 6 月 日

様

愛知県議会事務局長

令和 5 年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務
プレゼンテーション審査の結果について（通知）

このたびは、令和 5 年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る行程支援業務のプレゼンテーション審査にご参加いただき、誠にありがとうございました。

選考委員会における審査の結果、貴社の企画提案は採択されませんでした。

ご提案にあたりまして、多大なるご尽力を賜りましたことを厚くお礼申し上げますとともに、今後とも本議会の各種事業推進にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

担 当 総務課予算・厚生グループ（井上）

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 7 4 6

メール gikai-somu@pref.aichi.lg.jp

区 分		東武トップツアーズ株式会社		
	評 価 項 目	評価	比重	得点
①	行程支援			
②	調査先提案			
③	実施体制			
④	その他支援			
⑤	金 額			
社会的取組（重点評価項目）（※1）				
順位				
		合計点の高い順に順位付けを行う。 同点の場合は、委員の判断により順位付けを行う。		

(※1) [Redacted]
(※2) [Redacted]
(※3) [Redacted]
(※4) [Redacted]

区 分					東武トップツアーズ株式会社			
評 価 項 目		評価	比重	得点	評価	比重	得点	
① 行程支援								
② 調査先提案								
③ 実施体制								
④ その他支援								
⑤ 金 額								
社会的取組（重点評価項目） （※1）								
順位		合計点の高い順に順位付けを行う。 同点の場合は、委員の判断により順位付けを行う。						

(※1)
(※2)
(※3)
(※4)

区 分					東武トップツアーズ株式会社		
評 価 項 目		評価	比重	得点	評価	比重	得点
① 行程支援							
② 調査先提案							
③ 実施体制							
④ その他支援							
⑤ 金 額							
社会的取組（重点評価項目）（※1）							
順位		合計点の高い順に順位付けを行う。 同点の場合は、委員の判断により順位付けを行う。					

(※1) [Redacted]
(※2) [Redacted]
(※3) [Redacted]
(※4) [Redacted]

区 分					東武トップツアーズ株式会社		
	評 価 項 目	評価	比重	得点	評価	比重	得点
①	行程支援						
②	調査先提案						
③	実施体制						
④	その他支援						
⑤	金 額						
社会的取組（重点評価項目）（※1）							
順位							
		合計点の高い順に順位付けを行う。 同点の場合は、委員の判断により順位付けを行う。					

(※1) [Redacted]
(※2) [Redacted]
(※3) [Redacted]
(※4) [Redacted]

令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）

第1回団員会議 次第

日時 令和5年6月14日（水）

午後3時

場所 会議室5（議事堂4階）

1 開 会

2 議 題

- （1）調査団正副団長の選出について
- （2）調査の実施方法について
- （3）調査団の行程支援業務に係る受託者の選考について
- （4）今後のスケジュールについて
- （5）その他

3 閉 会

資料 1

令和 5 年度愛知県議会海外調査団（南米） 団員名簿

団 長

副団長

氏 名	生年月日	所属会派	期数	住 所	電 話
みねの おさむ 峰 野 修	S23. 3. 24	自由民主党	5 期	新城市下吉田字紺屋平15番地 1	(0536) 34-0013
あおやま しょうぞう 青 山 省 三	S26. 5. 22	自由民主党	4 期	尾張旭市井田町二丁目288番地 2	(0561) 54-4567
しまくら まこと 島 倉 誠	S36. 9. 29	自由民主党	4 期	瀬戸市城屋敷町43- 5	(0561) 89-7533
なりた おさむ 成 田 修	S36. 8. 10	自由民主党	3 期	名古屋市昭和区阿由知通 5-11	(052) 853-1440
やまだ たかお 山 田 た か お	S45. 4. 8	自由民主党	3 期	西尾市徳次町下十五夜37番地 徳次ビル 3 F	(0563) 79-5673
つじ ひでき 辻 秀 樹	S50. 5. 2	自由民主党	3 期	名古屋市千種区東山通 3 丁目 2-5	(052) 781-2171
すぎえ しげき 杉 江 繁 樹	S42. 11. 26	自由民主党	2 期	常滑市神明町 1-1-2	(0569) 47-7767
やなぎさわ ひでき 柳 沢 英 希	S53. 3. 29	自由民主党	1 期	高浜市二池町四丁目 1 番地 1 さくらハイツ201号	(0566) 52-7122
たかぎ ひろし 高 木 ひ ろ し	S28. 4. 27	あいち民主	6 期	名古屋市瑞穂区日向町 4 丁目19番地の 1	(052) 837-0921
すずき まさと 鈴 木 ま さ と	S45. 7. 30	あいち民主	4 期	岡崎市滝町河原ケ13- 3	(0564) 46-2638
おぎぞ ふみと 小 木 曾 史 人	S52. 3. 23	あいち民主	2 期	あま市木田八反田21番地 コーポM-1 1-C号室	(052) 718-7050
ふじわら ひじり 藤 原 聖	S58. 8. 25	あいち民主	1 期	西尾市今川町馬捨場62- 3	(0563) 77-7878
おおくぼ しんいち 大 久 保 真 一	S45. 11. 15	公 明 党	1 期	豊橋市大村町字高之城76番地 303	(090) 8214-6129
そのやま やすお 園 山 康 男	S40. 3. 14	無 所 属	4 期	岡崎市岡町字西側25番地	(0564) 64-1888

(計 14 名)

令和 5 年度海外重要課題調査（南米）の実施方法について

○ 実施方法

- 1 調査期間は、令和 5 年 8 月 22 日（火）から 8 月 31 日（木）までの 10 日間とする。
- 2 調査項目及び調査候補地は、概ね別紙のとおりとし、具体的には旅行社による企画提案競争を実施し、団員等で組織する選考委員会において決定する。
- 3 調査先間の移動に航空機を利用する場合は、エコノミークラスを原則とする。
- 4 調査団へ、事務局職員を 1 名随行させる。
- 5 調査団員が作成した調査報告書は、県政記者クラブ等に配付するとともに、議会ホームページに掲載する。

＜参考＞日程案

	日付	発着地	時間	調査先など
1	8/22 (火)	名古屋発		移動日 【機中泊】
2	8/23 (水)	ブエノスアイレス着	午後	移動日 調査 1 日目（午後のみ） 【ブエノスアイレス泊】
3	8/24 (木)		午前 午後	調査 2 日目 【 " 泊】
4	8/25 (金)		午前 午後	調査 3 日目（午後：県人会行事） 【 " 泊】
5	8/26 (土)	ブエノスアイレス発 サンパウロ着		移動日 【サンパウロ泊】
6	8/27 (日)		終日	調査 4 日目（終日：県人会行事） 【 " 泊】
7	8/28 (月)		午前 午後	調査 5 日目 【 " 泊】
8	8/29 (火)	サンパウロ発	午前	調査 6 日目（午前のみ） 移動日 【機中泊】
9	8/30 (水)			移動日 【機中泊】
10	8/31 (木)	名古屋着		移動日

令和5年度海外重要課題調査候補地

資料3

調 査 先：南米（アルゼンチン共和国、ブラジル連邦共和国）

調査テーマ：海外移住事情、スマートシティ等

議長提案

調査項目、調査候補地及び調査目的

調査項目	調査候補地	調 査 目 的	調 査 先（例）
海外移住事情	アルゼンチン共和国 (ブエノスアイレス)	本県は、東京に次いで全国第2位の外国人県民数であり、今後、外国人が地域社会を支える担い手として期待されていることから、多文化共生社会の形成による豊かで活力のある地域づくりを基本目標として、2023年度からの5年間の方針や考え方を示した「第4次あいち多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生施策の一層の推進を図っている。 そこで、<u>在アルゼンチン愛知県人会総会に参加するとともに</u>、多文化共生社会の形成に関する施策の参考とするため、海外移住の現状を調査する。	◎在アルゼンチン愛知県人会
	ブラジル連邦共和国 (サンパウロ)	本県は、東京に次いで全国第2位の外国人県民数であり、国籍別ではブラジル人県民が最も多い。今後、外国人が地域社会を支える担い手として期待されていることから、多文化共生社会の形成による豊かで活力のある地域づくりを基本目標として、2023年度からの5年間の方針や考え方を示した「第4次あいち多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生施策の一層の推進を図っている。 そこで、<u>ブラジル愛知県人会創立65周年を迎えるにあたり、記念式典に参加するとともに</u>、多文化共生社会の形成に関する施策の参考とするため、海外移住の現状を調査する。	◎ブラジル愛知県人会 ブラジル日本移民史料館
スマートシティ	アルゼンチン共和国 (ブエノスアイレス)	本県は、2019年7月に内閣府から「SDGs 未来都市」に選定され、SDGsの達成期限である2030年に向け、2023年度に取り組む主な施策をまとめた「2023年度愛知県 SDGs 政策パッケージ」に掲げた、「スマートシティモデル事業」において、県内市町村のスマートシティ化に向けた支援に取り組むこととしている。 そこで、本県施策の参考とするため、数々の技術を統合した行動検知など、<u>都市全体を監視するために最先端のデジタル技術を活用してスマートシティを実装した事例があるブエノスアイレスの先進的な取組を調査する。</u>	関係機関、施設 等
アルゼンチン共和国 最新事情	アルゼンチン共和国 (ブエノスアイレス)	<u>在アルゼンチン日本国大使館又はジェトロ・ブエノスアイレス事務所</u> において、アルゼンチン共和国の社会情勢や経済事情等の最新事情について調査する。	在アルゼンチン日本国大使館 ジェトロ・ブエノスアイレス事務所
ブラジル連邦共和国 最新事情	ブラジル連邦共和国 (サンパウロ)	<u>在サンパウロ日本国総領事館又はジェトロ・サンパウロ事務所</u> において、ブラジル連邦共和国の社会情勢や経済事情等の最新事情について調査する。	在サンパウロ日本国総領事館 ジェトロ・サンパウロ事務所

調査団の行程支援業務に係る受託者の選考について

資料 4

「令和5年度愛知県議会海外調査団(南米)に係る行程支援業務」受託者選考委員会 企画提案審査表 【記入例】

委員氏名: ○ ○ ○ ○

項 目	具 体 的 内 容	株式会社〇〇〇〇			〇〇ツアー			〇〇旅行		
		評価	比重	得点	評価	比重	得点	評価	比重	得点
① 行程支援										
② 調査先提案										
③ 実施体制										
④ その他支援										
⑤ 金 額										
社会的取組（重点評価項目）（※1）										
順 位		合計点の高い順に順位付けを行う。 同点の場合は、委員の判断により順位付けを行う。								

(※1)
(※2)
(※3)
(※4)

令和 5 年度愛知県議会海外調査団（南米）に係る
行程支援業務受託者選考委員会名簿

	氏 名	備 考
委員長		調査団員のうち、調査団長が指名する者
委 員		調査団員のうち、調査団長が指名する者
委 員		調査団員のうち、調査団長が指名する者
委 員		議会事務局職員のうち、局長が指名する者

＜受託者選考委員会設置要綱（抜粋）＞

（組織）

第 3 条 選考委員会は、次の者をもって構成する。

- 一 調査団員のうち、調査団長（以下「団長」という。）が指名する者 3 名
ただし、団長が必要と認める場合は、団長は 3 名を超えて指名することができる。
 - 二 議会事務局職員のうち、局長が指名する者 1 名
- 2 選考委員会には委員長をおき、委員のうち団長が指名する者をもって充てる。
 - 3 委員長は、選考委員会を統括する。

今後のスケジュール (案)

6 月 14 日	第 1 回 団員会議 (1) 調査団正副団長の選出について (2) 調査の実施方法について (3) 調査団の行程支援業務に係る受託者の選考について (4) 今後のスケジュールについて
6 月 19 日	選考委員会 (行程支援業務応募者のプレゼンテーション審査)
6 月議会閉会日	議員派遣議決
6 月末	委託業者と契約締結
7 月上旬	第 2 回 団員会議 (1) 取扱旅行社紹介 (2) 調査日程及び調査事項について (3) 調査テーマの分担について (4) 事前勉強会等の検討について(執行部説明会、国内調査)
7 月下旬	事前勉強会の開催 (執行部説明会) 第 3 回 団員会議 (1) 調査日程及び調査事項について (2) 記念品の検討について
～海外渡航前	事前調査の実施 (国内調査)
8 月上中旬	第 4 回 団員会議 (1) 調査日程及び調査事項について (最終確認) (2) 渡航時の注意事項について (最終確認) (3) 渡航経費について (4) 記者発表について (5) 一般質問について (6) 調査報告書の作成について (7) 記念品、名刺配付
8 月 22 日～ 8 月 31 日	調査実施
帰国後	報告書の執筆
11 月中旬	第 5 回 団員会議 (1) 報告書について (2) 今後のスケジュールについて
12 月議会	一般質問
1 月中旬	正副議長への報告

※ 状況により、正副団長会議を開催 (随時)。

令和5年6月14日

海外調査団（南米）団員各位

愛知県議会事務局総務課長

パスポートの確認について（依頼）

渡航にあたり、パスポートの確認が必要となりますので、顔写真のあるページのコピーを、6月21日（水）までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、更新手続きが必要な方や新たに取得される方は、早めに手続きをお願いいたします。

担 当 予算・厚生グループ（井上）

電 話 052-954-6746（ダイヤルイン）

内 線 4508

F A X 052-953-0342

令和5年度愛知県議会海外調査団（南米）

第4回団員会議 次第

日時 令和5年8月7日（月）

午後3時

場所 会議室4（議事堂4階）

1 開 会

2 議 題

（1）調査日程及び調査事項について

（2）渡航時の留意事項について

（3）調査報告書の作成について

（4）海外調査に関する本会議質問について

（5）その他

3 閉 会



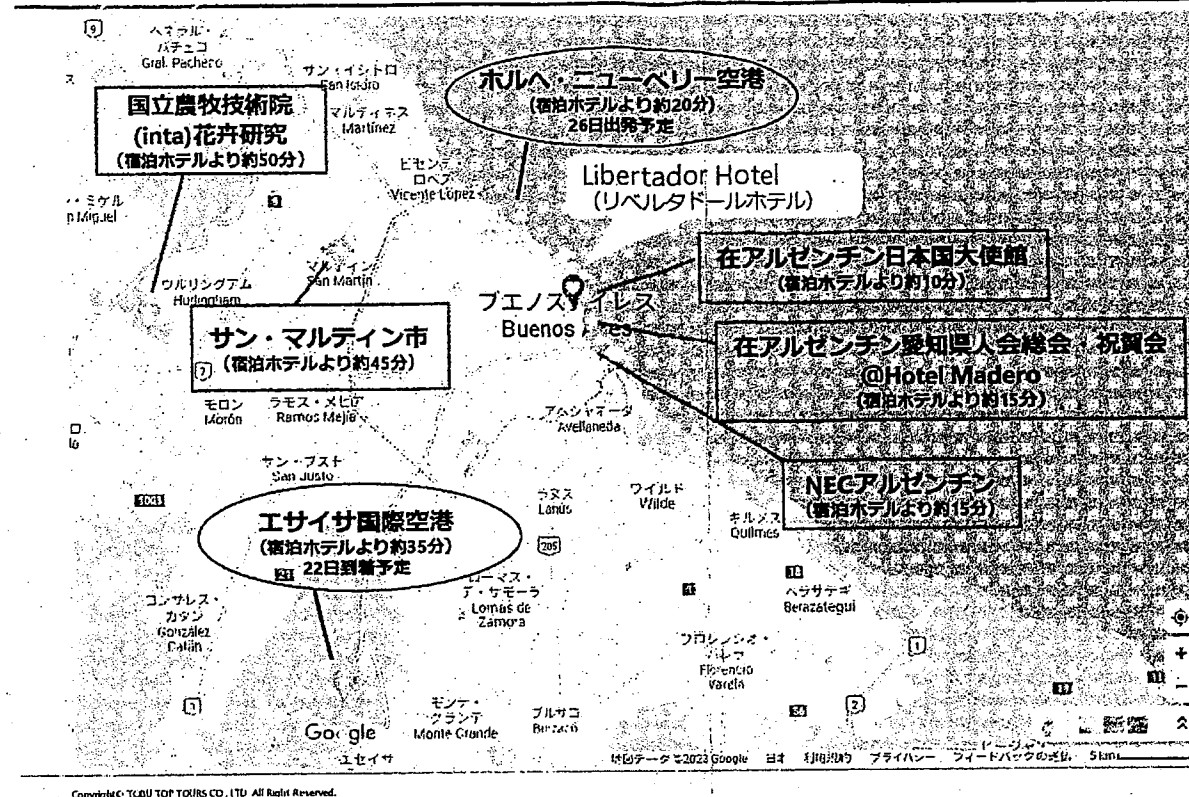
令和5年度愛知県議会海外調査団(南米) 調査日程

(令和5年8月7日現在)

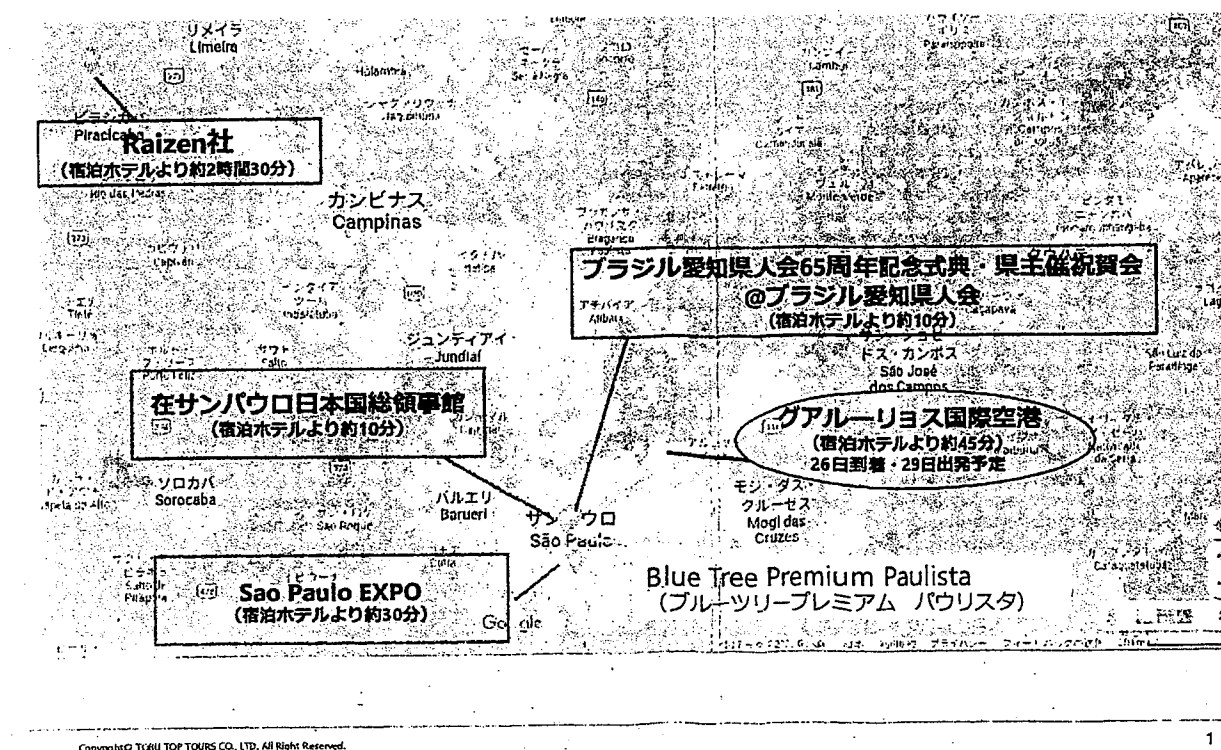
日	月	日	発着地	発着時間	交通機関	調査項目	調査先
1	8月22日	名古屋駅発 (火) 品川駅着 品川駅発 成田空港着 成田空港発 ヒューストン着 ヒューストン発	11:20 12:49 13:24 14:32 16:45 14:55 19:55	のぞみ10号 成田エクスプレス29号 UA-006 UA-819	(飛行時間 12時間10分) (飛行時間 10時間00分)		(機中泊)
2	8月23日	ブエノスアイレス着 (水) ブエノスアイレス	7:55 午前	専用車	①アルゼンチン現地最新事情	在アルゼンチン日本国大使館	(ブエノスアイレス泊)
3	8月24日	ブエノスアイレス (木) ブエノスアイレス	午前 午後	専用車 専用車	②スマートシティの推進 ③防犯対策	NECアルゼンチン サン・マルティン市	(ブエノスアイレス泊)
4	8月25日	ブエノスアイレス (金) ブエノスアイレス	午前 午後	専用車 専用車	④農業振興施策 ⑤海外移住事情	国立農牧技術院 (INTA) 花卉研究所 在アルゼンチン愛知県人会総会・祝賀会 (総会 19:00~20:00 祝賀会 20:00~22:00)	(ブエノスアイレス泊)
5	8月26日	ブエノスアイレス発 (土) サンパウロ着	13:35 16:15	G3-7665	(飛行時間 2時間40分)		(サンパウロ泊)
6	8月27日	サンパウロ (日)	終日	専用車	⑥海外移住事情	ブラジル愛知県人会創立65周年記念式典・祝賀会 (創立65周年記念式典 10:30~12:00 祝賀会 12:30~14:30)	(サンパウロ泊)
7	8月28日	サンパウロ (月) サンパウロ	午前 午後	専用車 専用車	⑦国際展示場の活用 ⑧スマート農業の推進	Sao Paulo EXPO Raizen社	(サンパウロ泊)
8	8月29日	サンパウロ (火) サンパウロ発	午前 22:20	専用車 UA-844	⑨ブラジル現地最新事情 (飛行時間 10時間25分)	在サンパウロ日本国総領事館	(機中泊)
9	8月30日	シカゴ着 (水) シカゴ発	6:45 13:05	UA-881	(飛行時間 12時間50分)		(機中泊)
10	8月31日	羽田空港着 (木) 羽田空港発 品川駅着 品川駅発 名古屋駅着	15:55 17:10 17:40 18:07 19:39	備上バス のぞみ249号			

時差 アメリカ: ▲14時間 (サマータイム)、アルゼンチン・ブラジル: ▲12時間

アルゼンチンマップ



ブラジルマップ



令和5年度愛知県議会海外調査団(南米) 調査事項について

期 間: 8月22日(火)から8月31日(木)まで

テーマ: スマートシティの推進、防犯対策、農業振興施策、海外移住事情、国際展示場の活用、スマート農業の推進等

訪問国: アルゼンチン共和国、ブラジル連邦共和国

月日	調査地	調査項目	調 査 先	調査のポイント
8月23日 (水)	アルゼンチン (ブエノス アイレス)	アルゼンチン 現地最新事情	在アルゼンチン 日本国大使館	アルゼンチンの現地最新事情を調査する。 ○一般社会情勢、経済事情 等
8月24日 (木)	アルゼンチン (ブエノス アイレス)	スマートシティ の推進	NECアルゼンチン	社会課題をデジタル変革によって解決するスマートシ ティの取組について調査する。 ○「社会ソリューション事業」の概要 ○顔認証技術を用いたアルゼンチン各地でのスマート シティ事業の取組 ○世界No. 1の高速・高精度な顔認証技術 ○顔認証技術の今後の展開 等
	アルゼンチン (ブエノス アイレス)	防犯対策	サン・マルティン市	映像データを集約し、顔認証などの技術を活用した防 犯対策の取組について調査する。 ○防犯対策の概要 ○監視システムの導入と運用状況 ○監視システムの効果と課題 等
8月25日 (金)	アルゼンチン (ブエノス アイレス)	農業振興施策	国立農牧技術院 (INTA) 花卉研究所	官民連携した品種開発等の共同研究や、販路拡大の支 援に関する取組について調査する。 ○日本、JICAとの連携 ○官民連携した共同研究実績 ○販路拡大の支援に関する取組 等
	アルゼンチン (ブエノス アイレス)	海外移住事情	在アルゼンチン 愛知県人会総会 ・祝賀会	在アルゼンチン愛知県人会総会に参加するとともに、 多文化共生社会の形成に関する施策の参考とするた め、海外移住の現状を調査する。
8月27日 (日)	ブラジル (サンパウロ)	海外移住事情	ブラジル愛知県人会 創立65周年記念式典 ・祝賀会	ブラジル愛知県人会創立65周年を迎えるにあたり、記 念式典に参加するとともに、多文化共生社会の形成に 関する施策の参考とするため、海外移住の現状を調査 する。
8月28日 (月)	ブラジル (サンパウロ)	国際展示場 の活用	Sao Paulo EXPO	大規模展示場の活用と運営課題について調査する。 ○国内のイベント誘致に向けた取組、実績 ○海外の大型イベント誘致に向けた取組、実績 ○アフターコロナにおける施設運営の現状と課題 等
	ブラジル (サンパウロ)	スマート農業 の推進	Raizen社	AGTECH(※)のICTを活用したスマート農業の取組 ※Agriculture(農業)とTechnology(技術)を掛け合 わせた技術について調査する。 ○スマート農業の実例と効果 ○AGTECHスタートアップ企業との連携 ○日本企業との連携 等
8月29日 (火)	ブラジル (サンパウロ)	ブラジル 現地最新事情	在サンパウロ 日本国総領事館	ブラジルの現地最新事情を調査する。 ○一般社会情勢、経済事情 等

ご出発のご案内

資料 2-1

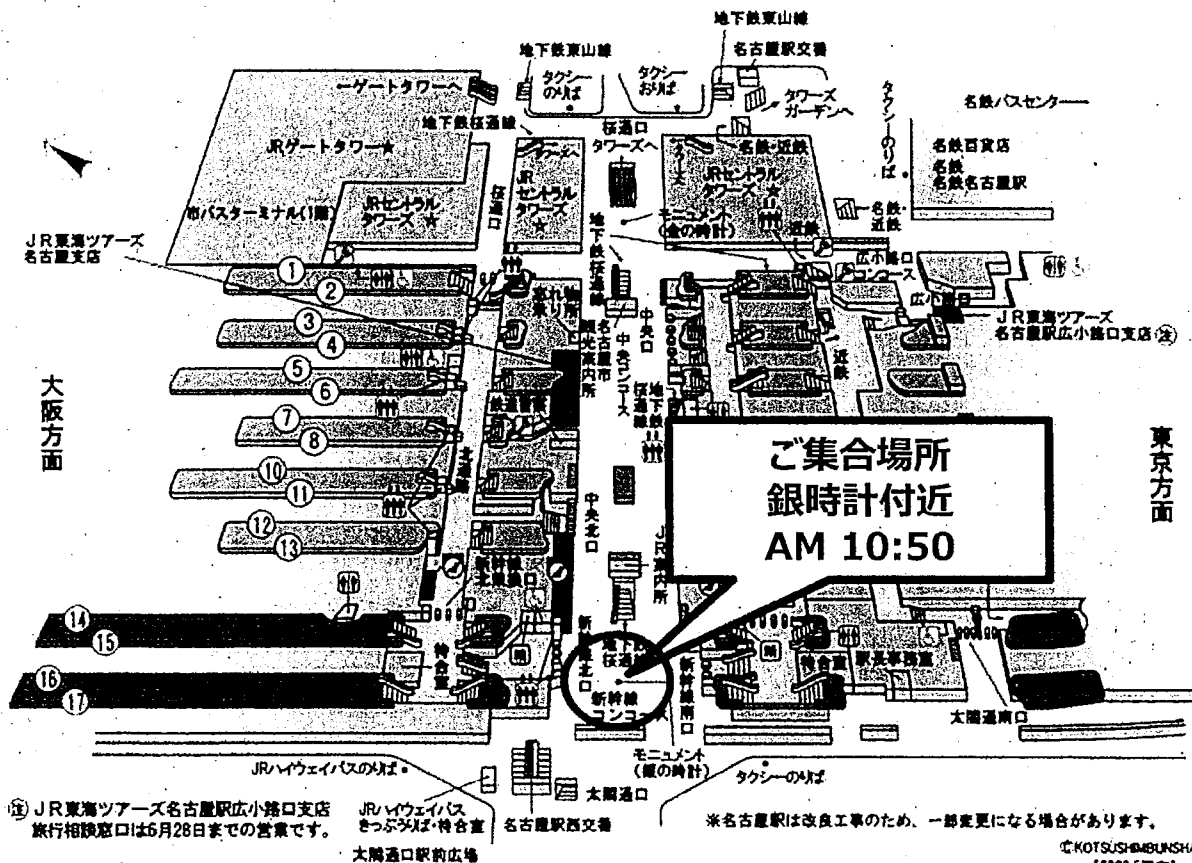


項目	内容・詳細
ご集合日時	2023年8月22日 (火) 午前10時50分
ご集合場所	名古屋駅 銀時計前付近
ご出発便	のぞみ10号
ご出発時刻	午前11時20分
ご出発当日の 緊急連絡先	東武トップツアーズ株式会社 名古屋支店 (050-9001-9705) 担当 : XXXXXXXXXX 添乗員 : XXXXXXXXXX (出発当日にご案内いたします)

名古屋駅 集合場所

★名古屋JRゲートタワーホテル：15、18～24階
ゲートタワープラザ レストラン街：12・13階
タカシマヤ ゲートタワーモール：B1～8階

★名古屋マリオットアソシアホテル：1・2階、15～52階（ホテルタワー）
タワーズプラザ レストラン街：12・13階
ジェイアール名古屋タカシマヤ：B2～11階・51階



添乗員がお待ちしております。

添乗員よりEチケット、JR切符、荷物用ネームタグ等をお渡し致します。

出入国に関わる書類がございますので、筆記用具（ボールペン）をお持ち下さい。

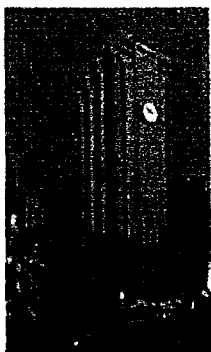
※パスポートは必ずお持ち下さい。

Libertador Hotel

M 地図番号 30

☆☆☆☆

住所	Avenida Cordoba 690 Buenos Aires, Buenos Aires 1054				部屋数		203室 22F
Tel	(011)43210000	Fax	(011)43255492	RESV	SH	CPON	
URL	https://www.libertadorhotels.com/			E-mail	reservas@libertadorhotels.com		
カード	VISA Master AMEX Diners JCB	チェック In/Out	14:00/13:00	開業	1977	改装	2007



ポイント

エセイサ国際空港（EZE）まで車で40分。フロリダ通りに近い高級ホテル。金融街、商業地区、有名なコロン劇場などの主だった劇場やショップが近く、ビジネス、観光に便利なロケーション。宴会・会議場は立食形式で最大700人収容可能。金曜の夜にはタンゴのショーが催される。

客室設備

◎全客室 △一部客室 ×無し

エアコン	○ ドライヤー	○ テレビ	○ お茶・コーヒーメーカー	○
バスタブ	○ 直通電話	○ 金庫	○ キッチン	
シャワー	○ ボイスメール	○ ミニバー/冷蔵庫	○ テラス	

インターネットアクセス 全室あり

プラグタイプ

禁煙区分 禁煙客室あり

ホテル施設・サービス

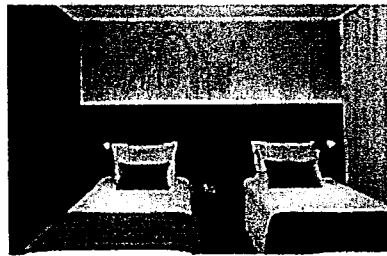
○あり ×無し

和食	ツアーデスク	クリーニング	○ 日本語スタッフ
エグゼクティブフロアー	○ コンビニ	プール	屋外プール 屋内プール
障害者用の客室	○ テニスコート	ビジネスセンター	あり
宴会場・会議場	○ ゴルフ場	ルームサービス	24時間利用可
フィットネス	○ バー	○	
サウナ	○ カジノ		

Blue Tree Premium Paulista

M 中心部 21
☆☆☆☆

住所	Rua Peixoto Gomide, 707 Cerqueira César São Paulo 01409-001			部屋数	234室 24F
Tel	(011)31477000	Fax	(011)31477008	RESV	CPON
URL	http://www.bluetree.com.br/			E-mail	
カード	VISA Master AMEX Diners	チェック In/Out	14:00/12:00	開業	1996 改装



ポイント

空港(GRU)から30分。市街地に位置し、サンパウロ美術館に隣接して建つ24階建てのエレガントなシティホテル。周辺にはたくさんのシアター、レストラン、ショッピングモールがあり、パウリスタ大通りまで1ブロックとビジネスにも観光にも便利な立地。ロビーは吹き抜けで明るく心和む開放感。客室はスタンダード、スーペリア、デラックスの3タイプでスペイシャスな234室。最新の設備が揃い機能的。レストランが2ヶ所。郷土料理、寿司をはじめ多彩な料理を提供。ビジネスセンター、24時間対応のルームサービス、屋内プール、サウナ、フィットネスセンター完備。宴会・会議施設は7ヶ所、シアター形式で最大130名収容可能。

客室設備

◎全客室 △一部客室 ×無し

エアコン	○	ドライヤー	○	テレビ	○	お茶・コーヒーメーカー	○
バスタブ	○	直通電話	○	金庫	○	キッチン	○
シャワー	○	ボイスメール	○	ミニバー/冷蔵庫	○	テラス	○

インターネットアクセス 全室あり Wi-Fi 有料

プラグタイプ

電圧 220V

禁煙区分 禁煙客室あり

ホテル施設・サービス

○あり ×無し

和食	○	ツアーデスク	クリーニング	○	日本語スタッフ
エグゼクティブフロアー	○	コンビニ	プール	○	屋内プール
障害者用の客室	○	テニスコート	ビジネスセンター	○	あり
宴会場・会議場	○	ゴルフ場	ルームサービス	○	24時間利用可
フィットネス	○	バー		○	
サウナ	○	カジノ			

〈南米渡航における知っておきたい情報〉



ガイドブック内のポイント部分を事前にご案内いたします。

【気候】ガイドブックP4.5

アルゼンチン、ブラジル共に雨は比較的少ないが8月下旬は冬の終わりにあたる

アルゼンチン:最高気温は17℃、最低気温は9℃

ブラジル:最高気温は23℃、最低気温は13℃

【服装】ガイドブックP6.7

アルゼンチン:冬の服装 サンパウロ:春～秋の服装

現地では冬の終わりの格好を推奨。特に、朝晩の気温の高低差に注意。
機内は冷えやすいため、羽織れるものがあると安心。

【荷物】ガイドブックP8.9

(往路 日本ーアルゼンチン)

大きさ:3辺の和が157cm以下

(サイズオーバーは1個あたり20,000円の追加料金)

重さ:ビジネスでは32kg以下で2個・エコノミーは23kg以下で1個

(重量オーバーはビジネスで1個40,000円、エコノミーで1個20,000円の追加料金)

(復路 ブラジルー日本)

大きさ:3辺の和が157cm以下

(サイズオーバーは1個あたり200ドルの追加料金)

重さ:ビジネスでは32kg以下で2個・エコノミーは23kg以下で1個

(重量オーバーはビジネスで1個400ドル、エコノミーで1個200ドルの追加料金)

(アルゼンチンーブラジル)

大きさ:3辺の和が157cm以下

(サイズオーバーは1個あたり200ドルの追加料金)

重さ:23kg以下で1個

(重量オーバーはエコノミーで1個200ドルの追加料金)

※上記区間(アルゼンチンーブラジル間)は皆様エコノミーご利用のため、
(アルゼンチンーブラジル)区間の基準に合わせて荷物をご準備ください

〈南米渡航における知っておきたい情報〉



【持ち物】ガイドブックP8.9.10

預け入れと機内持ち込みの2つに分けて荷造りが必要。

※ライター、電子タバコ、モバイルバッテリー(リチウムイオン電池)などは、機内持ち込み荷物へ。

※刃物類、定められた量を超える液体物は機内持ち込みは不可。

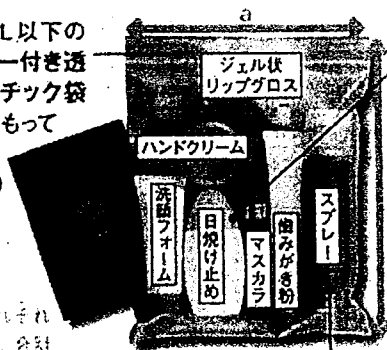
※機内持ち込み荷物内の液体物は下記のようにご準備ください。

機内に持ち込む液体物の準備

セキュリティの必要上、日本出発の国際線待合所内へ液体物を持ち込む際には、制限がある。

容器は1L以下の
ファスナー付き透
明プラスチック袋
に余裕をもって
入れる
(1人1つ)

※a, bそれぞれ
200ml以内、合計
400ml以内が目安



化粧品・虫よけなどの医薬部外品
(非放射性)のスプレーは100mL
以下の容器での持ち込みが可能。

液体物は100mL以下の個々の容器に入れる

例外

下記の液体物は検査免除の対象
となっていて、到着地までの必
要な量は100mLを超えていても
持ち込むことができる。

- ① ベビーフード⇒乳幼児が同乗している場合
 - ② 医薬品(目薬、コンタクト保存液含む)
 - ③ 糖尿病などで医療上必要な液体
- ⇒②③については必要であることの証明(診
断書などの提示)が求められることも。

※掲載情報は変更される場合も。
最新情報は国土交通省HPにて確認を。

【電圧】ガイドブックP10

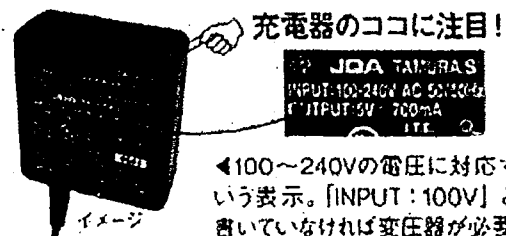
ホテルや都市によって電圧とプラグの型が異なる。

参考: 日本=100V ブエノスアイレス=220V サンパウロ=110V

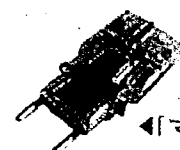
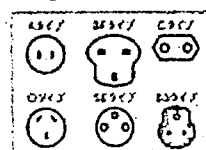
ブエノスアイレス宿泊ホテル=BF, C, Oプラグタイプ

サンパウロ宿泊ホテル=A, Cプラグタイプ

ペルー	A, C, SE	220V
アルゼンチン	BF, C, SE, O	220V
ブラジル	A, C, SE	127V/220V
チリ	B3, C, SE	220V
エクアドル	A, B3, C, O	115V/120V/220V
ボリビア	A, C, SE	110V/220V
コロンビア	A	120V
ベネズエラ	A	120V
パラグアイ	A, C, SE	220V
ウルグアイ	B3, BF, C	220V



充電器のココに注目!
◀100~240Vの電圧に対応するとい
う表示。「INPUT: 100V」としか
書いていなければ変圧器が必要



◀「マルチプラグ」

【通貨】ガイドブックP11

アルゼンチン:アルゼンチンペソ

ブラジル:レアル

ドルも利用可能。

日本円→現地通貨の両替は現地では難しいためドルの持参を推奨。

市街の小さな店などでは、現地通貨(現金)しか使えないこともある。

チップにも使えるよう小額の現地通貨を持っていると便利。空港等で両替をおすすめする。

【飲み水】ガイドブックP24

水道水は飲めないため、ホテルなどで購入したミネラルウォーターを持ち歩くようにする。

また、ホテルの冷蔵庫に入っている氷にも注意する。

【マナー】ガイドブックP24

OKサインは下品な意味で受け取られる可能性があるため注意。

【トラブル対策】ガイドブックP26

スリや置き引きに注意。貴重品や高価なものは身に着けないことをおすすめする。

月夜の単独行動は避けるようにする。

飲みなれている常備薬は多めに準備しておく。

調査報告書の作成について

1 報告書記載事項（案）

○ はじめに（団長名）

○ 目次

○ 調査項目

1 調査目的

2 調査先

(1) △△センター

・ 調査日

・ 対応者

・ 調査概要

・ 質疑応答

(2) ××研究所

・（以下省略）

・ 執筆担当団員（次頁で決定）が作成

現地最新事情は、WGとは別に執筆担当者を決定する

3 所感（県政への提言を含む。）

・ 執筆担当団員が2名の場合、それぞれが記載

○ まとめ（海外調査を終えて）（副団長名）

○ 参考資料 ※事務局で作成します。

団員名簿、調査日程、調査行程図、事前勉強会等の実施状況

海外調査に関連した県議会における質問、報告書とりまとめ担当

2 参考（今年度の作成スケジュール（案））

時 期	内 容
8/22～8/31	調査実施
帰国後～10月上旬	各担当団員による原稿執筆
～10月下旬	正副団長による原稿とりまとめ、報告書（案）検討
～11月上旬	全団員へ報告書（案）配付、校正
11月中旬	団員会議（最終確認）
1月中旬	正副議長報告、 議員、記者クラブ、執行部等へ配付 議会ホームページへの掲載、議会図書室にて閲覧開始

調査報告書の作成について

○報告書執筆担当者（※総括責任者は正副団長）

ワーキンググループ (調査項目)	担当団員	調査先	執筆担当者
アルゼンチン 最新事情	—	在アルゼンチン 日本国大使館	辻 秀樹 議員
スマートシティの 推進 防犯対策	成田 修 議員 山田たかお 議員 辻 秀樹 議員	NEC アルゼンチン	成田 修 議員
		サン・マルティン市	山田たかお 議員
農業振興施策 海外移住事情	園山 康男 議員 鈴木まさと 議員 小木曾史人 議員 大久保真一 議員 藤原 聖 議員	国立農牧技術院 (INTA) 花卉研究所	鈴木まさと 議員 藤原 聖 議員
		在アルゼンチン愛知県人会 総会・祝賀会	大久保真一 議員
		ブラジル愛知県人会創立 65周年記念式典・祝賀会	園山 康男 議員
国際展示場の活用 スマート農業の推進	青山 省三 議員 島倉 誠 議員 杉江 繁樹 議員 柳沢 英希 議員	Sao Paulo EXPO	島倉 誠 議員 杉江 繁樹 議員
		Raizen 社	青山省三 議員 柳沢 英希 議員
ブラジル最新事情	—	在サンパウロ 日本国総領事館	小木曾史人 議員

○調査先の写真撮影及び録音

業 務 内 容	担 当 議 員	
調査先の写真撮影 ※カメラは各自でご用意ください。	集合写真等	随行職員 時岡浩平主査
	その他写真	各 自
調査先の録音 ※IC レコーダーは事務局で用意します。	録音係①	柳沢 英希 議員
	録音係②	藤原 聖 議員

海外調査 本会議質問状況

○ 過去の実施状況(下表を参照)

- 平成27年度～平成29年度、令和元年度については、海外調査(10月～11月)終了後、概ね直近の議会である12月議会において、本会議質問が実施された。
(平成30年度は渡航時期が9月であったものの、準備期間を考慮し、12月議会において実施された。)
- 1調査団につき、概ね2名の議員が実施した。

○ 過去の実施状況

調査年度	本会議	会派	氏 名	調査期間	行 先
27年度	平成27年12月	自民	成田 修	27. 10. 18 ～ 27. 10. 25	インドネシア・シンガポール
"	平成27年12月	民主	森井元志	27. 10. 18 ～ 27. 10. 25	インドネシア・シンガポール
"	平成27年12月	自民	石井芳樹	27. 10. 18 ～ 27. 10. 25	アメリカ合衆国
"	平成27年12月	民主	久野哲生	27. 10. 18 ～ 27. 10. 25	アメリカ合衆国
28年度	平成28年12月	自民	渡辺周二	28. 10. 30 ～ 28. 11. 6	英国・ドイツ
"	平成28年12月	自民	川嶋太郎	28. 10. 30 ～ 28. 11. 6	英国・ドイツ
"	平成28年12月	自民	政木りか	28. 10. 30 ～ 28. 11. 6	アメリカ合衆国
"	平成29年 2月	民進	谷口知美	28. 10. 30 ～ 28. 11. 6	アメリカ合衆国
29年度	平成29年12月	自民	新海正春	29. 10. 29 ～ 29. 11. 5	オランダ・ドイツ
"	平成29年12月	自民	安藤正明	29. 10. 29 ～ 29. 11. 5	オランダ・ドイツ
"	平成29年12月	自民	鈴木雅博	29. 10. 29 ～ 29. 11. 5	アメリカ合衆国
"	平成29年12月	自民	今井隆喜	29. 10. 29 ～ 29. 11. 5	アメリカ合衆国
30年度	平成30年12月	自民	神戸健太郎	30. 9. 7 ～ 30. 9. 16	ブラジル・アルゼンチン
"	平成30年12月	自民	伊藤辰矢	30. 9. 7 ～ 30. 9. 16	ブラジル・アルゼンチン
元年度	令和元年12月	自民	杉浦正和	1. 10. 27 ～ 29. 11. 3	フィンランド・デンマーク
"	令和元年12月	民主	渡辺 靖	1. 10. 27 ～ 29. 11. 3	アメリカ合衆国・カナダ
"	令和元年12月	自民	平松利英	1. 10. 27 ～ 29. 11. 3	アメリカ合衆国・カナダ
2～4年度	中 止				

2023年8月15日(火)
愛知県議会事務局総務課
予算・厚生グループ
担当 和田、斉藤
内線 4511、4507
ダイヤルイン 052-954-6746

令和5年度愛知県議会海外調査団(南米)の派遣について

愛知県議会は、海外の先進的な施策を調査し、今後の県政の参考とするため、海外調査団を派遣しています。

このたび、下記のとおり南米に派遣しますので、お知らせします。

記

1 目 的

アルゼンチン共和国及びブラジル連邦共和国において、スマートシティの推進、防犯対策、農業振興施策、海外移住事情、国際展示場の活用、スマート農業の推進等を調査するため

2 派遣場所

アルゼンチン共和国、ブラジル連邦共和国

3 期 間

2023年8月22日(火) から8月31日(木) まで(6泊10日)

4 派遣議員(計14名)

団 長	峰 野 修	議員(自由民主党)
副団長	高木ひろし	議員(あいち民主)
団 員	青 山 省 三	議員(自由民主党)
団 員	島 倉 誠	議員(自由民主党)
団 員	成 田 修	議員(自由民主党)
団 員	山田たかお	議員(自由民主党)
団 員	辻 秀 樹	議員(自由民主党)
団 員	杉 江 繁 樹	議員(自由民主党)
団 員	柳 沢 英 希	議員(自由民主党)
団 員	鈴木まさと	議員(あいち民主)
団 員	小木曾史人	議員(あいち民主)
団 員	藤 原 聖	議員(あいち民主)
団 員	大久保真一	議員(公 明 党)
団 員	園 山 康 男	議員(無 所 属)

5 主な日程

月 日 宿泊地	調査先 (所在地)	調査事項
8月22日(火)	名古屋駅発(成田、ヒューストン経由)	
8月23日(水) ブエノスアイレス	ブエノスアイレス着 在アルゼンチン日本国大使館 (ブエノスアイレス)	アルゼンチン 現地最新事情
8月24日(木) ブエノスアイレス	NEC アルゼンチン (ブエノスアイレス) サン・マルティン市 (ブエノスアイレス)	スマートシティの推進 防犯対策
8月25日(金) ブエノスアイレス	国立農牧技術院(INTA)花卉研究所 (ブエノスアイレス) 在アルゼンチン愛知県人会総会 (ブエノスアイレス)	農業振興施策 海外移住事情
8月26日(土) サンパウロ	ブエノスアイレス発 サンパウロ着	
8月27日(日) サンパウロ	ブラジル愛知県人会創立65周年記念 式典 (サンパウロ)	海外移住事情
8月28日(月) サンパウロ	サンパウロエキスポ Sao Paulo EXPO (サンパウロ) ライゼン Raizen社 (サンパウロ)	国際展示場の活用 スマート農業の推進
8月29日(火)	在サンパウロ日本国総領事館 (サンパウロ) サンパウロ発	ブラジル現地最新事情
8月30日(水)	(シカゴ経由)	
8月31日(木)	名古屋駅着(羽田経由)	

※ 日程は現時点での予定であり、変更となる可能性があります。